

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年5月11日

【会社名】 株式会社コネクトホールディングス

【英訳名】 Connect Holdings Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO） 堀口 利美

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目1番24号

【電話番号】 03 - 3796 - 0650（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理本部長 長倉 統己

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目1番24号

【電話番号】 03 - 3796 - 0650（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理本部長 長倉 統己

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,000,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 303,000,000円
（注）新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	120個
発行価額の総額	3,000,000円
発行価格	本新株予約権1個あたり25,000円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年5月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社コネクトホールディングス 経営管理本部 東京都港区六本木六丁目1番24号
払込期日	平成24年5月28日
割当日	平成24年5月28日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店 東京都港区南青山五丁目1番22号

(注) 1 本新株予約権については平成24年5月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法： <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(1)号の出資額を同欄第(2)号の行使価額で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。 2. 行使価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日(以下、「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む。以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て。以下、「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。以下、「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。 3. 行使価額の当初行使価額、上限行使価額、下限行使価額： <p>当初行使価額 55円 上限行使価額 当初行使価額の150%に相当する金額(82円) 下限行使価額 当初行使価額の70%に相当する金額(38円) (いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。)</p> 4. 割当株式数の当初、上限、下限： <p>当初行使価額 5,454,480株(発行済株式総数に対する割合は11.56%) 上限 7,894,680株(発行済株式総数に対する割合は16.72%) 下限 3,658,440株(発行済株式総数に対する割合は7.75%) (「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</p> 5. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の行使制限する条項が設けられている(詳細は、「本新株予約権の行使制限」欄を参照)。 6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 303,000,000円(本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の一部又は全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 8. 本新株予約権者の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、当社は、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、本新株予約権者の請求にかかる本新株予約権を取得する義務を負うとする条項が設けられている。(詳細については「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項参照)
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。)</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、2,500,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、出資金額を行使価額で除して得られる最大整数に行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じたものとする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、出資金額を下限行使価額で除して得られる最大整数に、本新株予約権の総数を乗じた金額となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、55円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>平成24年5月28日(割当日)以降の毎週金曜日(以下「決定日」という)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む。以下同じ。)のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て。以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、本欄第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、本欄第3項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>303,000,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、2,525,000円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において「新株予約権の目的となる株式の数」欄にて定義した株式数で除した金額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成24年5月28日から平成26年5月27日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社コネクホールディングス 経営管理本部 東京都港区六本木六丁目1番24号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店 東京都港区南青山五丁目1番22号</p>

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。 3. 本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能となる。 本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はないものとする。 行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能とする。 行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことを可能となる。 当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除を可能となる。 4. 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、各割当先との間で、新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額相当額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って20取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額相当額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 3. 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、本新株予約権の総額買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 当社グループの現状

当社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、前事業年度において353百万円、当第2四半期連結累計期間において99百万円の営業損失を計上し、また当第2四半期連結累計期間における営業キャッシュ・フローも76百万円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況下、当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュフローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

株式会社コネクトテクノロジーズにおいては、これまで4つの基幹事業(システムソリューション事業・サービス事業・コンサルティング事業・プロダクツ事業)で展開しておりましたが、コンサルティング事業及びプロダクツ事業については、営業社員がならず、営業力が十分ではなかったため、当該2事業を2つの基幹事業(システムソリューション事業・サービス事業)に集約いたしました。これに現経営陣の得意分野であるエンタテインメント事業(小売・物販を含みます。)を三つ目の新たな事業軸として加えることといたしました。エンタテインメント事業を加えることにより、グループ内において、ネット販売、ペーパーレスチケット販売等のシステム開発及びサイト運営を株式会社コネクトテクノロジーズが行ない、エンタテインメント事業はネット販売による売上増、システムソリューション事業、サービス事業はノウハウの蓄積によるグループ外展開を図れるなどのシナジー効果を見込んでおりました。エンタテインメントとITの融合による、多角展開(PC、携帯電話、スマートフォン等)を足がかりに、多種多様な業種とITのコラボレーションを提案、構築、展開することでグループの付加価値、業種にとらわれないシステム及びサービスの提供等の独自性を高められると判断し、営業力の強化を図るべく、当社を設立いたしました平成23年3月1日より平成24年2月29日の1年間において事業展開してまいりました。

具体的には、平成23年3月15日にCDの企画販売及びアーティストのプロモーションを行う株式会社ゲットバック・エンタテインメントを設立し、平成23年3月31日に若年層女性向けのファッション雑貨の企画やファッション雑貨の店舗販売を展開している株式会社SBYを子会社化、また平成23年6月1日に、ファッションEコマースサイトやカタログを中心とした通信販売を展開し、若年層の女性に対して、ドレスやアクセサリーなどの販売による事業展開をおこなっている株式会社ガットを子会社化、平成23年9月13日にOEMによるスイーツ製造卸やコンサルティングを主眼に置いた株式会社DLCを設立いたしました。

さらに、平成23年9月15日には四つ目の新たな事業軸として、株式会社コネクトテクノロジーズにおいて、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びに同社が展開するITソリューションを駆使したエネルギー管理(見える化)サービスを行う、環境エネルギー事業を開始いたしました。

この結果、システムソリューション事業、サービス事業、エンタテインメント事業、環境エネルギー事業の4事業を当社グループの事業セグメントとして事業展開を行ってまいりました。

しかしながら、エンタテインメント事業である、株式会社ゲットバック・エンタテインメント、株式会社DLCを設立したものの、その後の事業遂行過程において、当初予定していた収益の見通しが困難であることが判明いたしました。

株式会社ゲットバック・エンタテインメントにおいては、平成24年8月期の事業計画は売上予算82百万円、経常利益予算3百万円としていたものの、自ら企画販売するコンピレーションCD等はリサーチ不足及び営業力不足により予定の1割程度の販売数にとどまるとともに、もう一つの柱としていた、平成23年9月にデビューした所属アーティスト「Brand New Vibe」(ブランニューバイブ)において今期中に契約レーベルより発売予定としていたアルバムCDの発売決定が契約レーベルの販売計画の変更(知名度が上昇してから販売する旨の計画変更)により、平成24年秋以降に延期(発売時期及び発売自体が未定)するなど、2つの収益の柱が計画通り進捗しないことにより収益の見通しが立たない状態が続いております。

このため同社の役員報酬の大幅削減、及びアーティスト活動費の削減等の経費削減努力を考慮したとしても、敢えてこのタイミングで撤退を図ることが、赤字経営から脱却し、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させることを最重要課題とする当社グループにおいては必要であると判断し、平成24年3月6日付で当社が保有する同社株式全株を同社代表取締役である赤尾泰明氏に売却いたしました。

株式会社DLCにおいては、平成24年8月期の事業計画は売上予算117百万円、経常利益予算10百万円としており、自社スイーツブランド「生香」の設立による製造販売はおこないましたが、OEMによる製造卸については、期待していた小売企業とのコラボレーション企画の実施時期がスイーツ商品の需要見込不明による展開時期見直しとなり、計画していたOEM案件の受注目処が大幅に延期され、今後も事業計画どおりの結果を残せない可能性が高いことが判明し、同社の既存の営業力、企画力等では市場に左右され、計画通り業績に反映させることは困難と判断いたしました。

このため、今後の当社における収益改善のための役員報酬の減額、不要不急の経費の見直し等による収益改善のための経費削減努力を考慮したとしても、敢えてこのタイミングで撤退を図ることが、赤字経営から脱却し、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させることを最重要課題とする当社グループにおいては必要であると判断し、平成23年12月26日付で当社が保有する同社株式全株を当社代表取締役である堀口利美氏に売却いたしました。

一方、株式会社SBY及び株式会社ガットにおいては、第2四半期末時点において当初事業計画以上の結果を残せていることが判明するとともに、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させるためには両社の更なる収益向上策を実施することが必要であると判断し、株式会社ガットを存続会社として、若者向け商業施設に出店するなどし、全国で5店舗展開中の株式会社SBYを統合し、存続会社である株式会社ガットの商号を株式会社SBYとすることにより、知名度の向上並びに対外的な信用力が増し、収益向上が期待できるものとして平成24年3月1日付で両社を合併いたしました。

また、株式会社コネクトテクノロジーで展開する環境エネルギー事業において、同事業の側面の一つである、リース・レンタル(注1)、またはファンド(注2)を利用したスキームにより、当社が顧客に対し販売するという手法を想定しておりましたが、当社に継続企業の前提に関する重要な疑義の注記が付されていることにより、当社の与信供与力が低下し、リース・レンタルの手法が成立していないこと、金融機関からの顧客の紹介も期待していたものの、当社に継続企業の前提に関する重要な疑義の注記が付されていることにより、当社の事業遂行力ならびに資金力等の信用力が低下し、顧客の紹介がなかったこと、を理由に、環境エネルギー事業の計画が大幅に遅れている状況になっております。

このため、同事業は当社が従来から展開するITソリューションを駆使したエネルギー管理サービスを付加した顧客向け販売を中心に事業展開を図る計画に修正することといたしました。これらの施策により、当第2四半期連結累計期間における99百万円の営業損失、また76百万円の営業キャッシュフローは、株式会社SBYによる更なる収益拡大及び、株式会社コネクトテクノロジーによるコスト削減施策における収支均衡により、当第3四半期以降改善できる見通しではあるものの、黒字転換及び収益の拡大を図るためには、これまで削減していた株式会社SBYにおける販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用が必要不可欠となっております。当社グループの収益基盤である株式会社SBYにおいて、昨年夏以降、パブリック広告以外の雑誌宣伝やテレビコマーシャル等の露出を売上比5%と大幅に削減しており、販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用が必要不可欠となっております。この結果、コスト削減による利益確保は達成できませんでしたが、来期以降の収益力を拡大させるためには、同業者なみの売上比12%を基準とした積極的な販売促進費及び広告宣伝費の活用が必要不可欠と考えております。

一方、当第2四半期連結累計期間における76百万円の営業キャッシュフロー、47百万円の投資キャッシュフローの補てん、及び財務キャッシュフローにおける68百万円の金融機関等への借入金返済のために、借り入れた175.6百万円(有限会社ブレンから当社に対する貸付金の元利合計額83.2百万円、当社代表取締役である堀口利美氏から当社に対する貸付金の元利合計額20.2百万円、及び堀口利美氏から100%子会社である株式会社コネクテクノロジーズに対する貸付金の元利合計額42.1百万円、有限会社インターコスモスから当社に対する貸付金の元利合計額10百万円、及び有限会社インターコスモスから株式会社コネクテクノロジーズに対する貸付金の元利合計額20.1百万円)につき、返済期限はすでに到来しているとともに、ガバナンスの観点からも取締役との金銭取引は解消すべきであると考えております。当社といたしましては、前述の状況を鑑み財務基盤の安定化を図ることが望ましいとの判断に至りました。

注1. 当社が開拓した顧客のうち、自己での資金が乏しく、独自での資金調達が困難な顧客に対して、当社が連帯保証することにより金融機関の関係するノンバンクからのリース・レンタルを可能とするスキーム。

注2. ファンドを利用したスキームは以下のとおりです。

当社は金融機関より、メガソーラー等の設置を検討している顧客の紹介を受ける。

当社から当該顧客にメガソーラー等のパネルを販売する。

当該顧客はパネル等を含めた設置費用を金融機関から紹介されたファンドより出資を受ける。

当該顧客は設置後の売電利益によってファンドに利益を還元する。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討、並びに見込先との協議を行ったものの、間接金融については、現在の当社の業績や財務状況及び継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況において理解を得ることはできませんでした。

次に、エクイティ・ファイナンスによる資金調達方法を主眼として再検討せざるを得ないとの考えに至り、第三者割当増資による資金調達を検討し、当初早期に資金調達を可能とする新株式だけの発行を含めて検討してまいりました。

しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当先との交渉を進めた結果、割当先からの理解を得ることはできませんでした。

その中で、今回の割当予定先であるBrilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fundとの交渉を開始し、引き続き交渉を続けた結果、新株式による引受は難しいとしながらも、市場価額を鑑みながら自分の判断で行使することができる新株予約権であれば、引受けるという回答を頂きました。割当予定先の意向を踏まえ、当社と致しましては、経営権の維持を前提として、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということがあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、権利行使が進み、当社の想定する資金調達ができることから、新株予約権での発行を決定いたしました。

その中でも、当社が行使価額修正条項付の新株予約権の発行を決定した理由としましては、行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、2年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、当社が必要とする資金の調達が可能であること、また、当初行使価額での潜在株式に係る議決権個数は54,544個(11.56%の希薄化)であるものの、行使価額の下限值である38円における潜在株式に係る議決権個数は78,946個(16.72%の希薄化)となり、更なる希薄化が生じてしまう一方で、行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであるため、行使価額の上限時である82円における潜在株式に係る議決権個数は、36,584個(7.75%の希薄化)と、希薄化を抑制することが、当社の株価次第では可能であること、などの理由により、割当先との交渉を行い、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。なお、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、2年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能であること。

新株式の発行と比べ、希薄化が一気に生じる可能性が低いこと。

行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、希薄化を抑制することが可能であること。

当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することが可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能であること。

当社が事前通知することにより新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができること。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになります。

現在の当社の時価総額を鑑みると、発行決議日現在の当社の議決権個数472,038個に対し、行使価額の下限值である38円における潜在株式に係る議決権個数は78,946個となり、最大16.72%の希薄化が生じてしまうことにより、行使価額が固定されている新株予約権と比較して、希薄化率が大きくなってしまうこと。

本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること。なお、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まること。

割当予定先による取得請求権が付されていることから、割当予定先による取得請求権の権利行使条件に該当し、更に買取請求権が行使された場合、または、当社株価が下限行使価額を下回る場合ることから権利行使がなされないことにより、当社の予定する資金が調達できず、事業運営に支障をきたす恐れがあること。

以上の点がデメリットではあるものの、割当先とは空売りや借株を行わない旨を総額買受契約にて約する予定であり、割当先は本新株予約権の行使により付与された株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、及びのようなデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。買取請求権が行使された場合、及び下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能となり、財務基盤の安定化、及び事業資金の確保などが可能となることから、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定致しました。

(3) 本スキームの特徴

なお、今回の第三者割当における本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

< 本新株予約権の特徴 >

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

() 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で、行使価額及び対象株式数が毎週金曜日に修正されます。

本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の終値の105%となっております。

毎週金曜日を決定日として、決定日の終値(終値がない場合や決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の終値のある取引日)の90%に行使価額が修正されます。

修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は当初行使価額の150%、下限行使価額は当初行使価額の70%であり、発行決議日の株価を基準とすると上限行使価額方向の幅の方が広がっております。

1個当たりの払込金額である金2,500,000円を行使価額で除した数(端数切り捨て)が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

() 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、上記のとおり、行使価額の修正、それに伴い行使により付与される株式数は修正されますが、本新株予約権1個当たりの払込金額は金2,500,000円と固定されており、行使総額300百万円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

() 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

() 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。(当社の要請による取得)

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の15取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

また、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があります。

本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、当社は割当予定先との交渉において、高額な発行価額では払込みが困難であることから、新株予約権のスキームについては、発行価額が過度に高額なものとならないようにしたいという要請もあったことも踏まえ、取得条項の内容を決定しております。

() 取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です(本新株予約権者の要請による取得)。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

() 事前報告

当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(MSCB等を含むがストックオプションは除く)又は新株予約権付社債(MSCB等を含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、割当予定先毎に30個以上の本新株予約権が残存する限り、事前の報告を行なうものいたします。

() 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の総額買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(4) 現在及び将来における発行済株式総数の増加が当社の株主に及ぼす影響

今回の第三者割当による新株予約権の目的となる株式の数は、当初行使価額による発行株式数において5,454,480株であり、当社の発行済株式総数47,204,224株の11.56%となり、当該新株予約権による株式の希薄化が11.56%発生いたします。また、当該新株予約権が行使下限価額にて全て行使がなされた場合の規模は、当社の発行済株式総数の16.72%となり、当該新株予約権による株式の希薄化が16.72%発生いたします。これにより、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

また、本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落の可能性もあり、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることとなります。

しかしながら、今回の資金調達は、当社の借入債務を軽減させるとともに、事業基盤の安定を図り、強化するためのものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから中長期的には当社の企業価値向上に寄与するものであります。また、当該資金調達により、株式会社SBYの事業促進及び拡大が実行できること、並びに借入金の返済により財務基盤の強化につながり、与信力の向上や企業価値の向上が期待される

ことから、当社の財政面での安定性を確保し、その基盤の上に収益性の成長を図るために当該規模の資金調達が望ましいと考えていることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社が割当予定先との間で締結する第三者割当契約(以下「総額買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

割当予定先は、発行価額の割り当てられた総額金3,000,000円(以下、「割当発行価額総額」という。)を、本新株予約権の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成24年5月28日の払込期日に払い込むものとする。なお、割当発行価額総額の受取に必要な金融機関手数料(リフティングチャージ)等は当社が負担するものとする。なお、当社が払込金受領後、事情の如何を問わず本新株予約権が割当日に割当予定先に割り当てられなかった場合、当社は割当発行価額総額の全額を速やかに割当予定先に返還するものとする。

当社は、割当日以降に割当予定先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行ってはならない期間(以下、「行使停止期間」という。)を指定(以下、「停止指定」という。)することができる。停止指定を行うための手続きは、当社が、行使停止期間の初日及び末日並びに行使してはならない本新株予約権の個数を記載した通知書(以下、「停止指定通知書」という。)を、作成し、これに記名捺印したうえで、行使停止期間の初日直前の10取引日(東京証券取引所において発行会社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)前までに割当予定先に対し交付することを要する。なお、当社は、割当予定先に対し、書面で通知することにより、停止指定を取り消すことができる。かかる取消しは、割当予定先が当社から当該通知を受領したときに効力を生じるものとする。

また、本規定にかかわらず、割当予定先は、行使請求期間の最終一ヶ月間(平成26年4月28日から平成26年5月27日までの間)、自己の裁量により本新株予約権を行使することができる。但し、上記期間が経過する前に行使請求期間が終了した場合には、本条に定める割当予定先の権利は、かかる終了の時をもって効力を失う。

当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(MSCB等を含むがストックオプションは除く)又は新株予約権付社債(MSCB等を含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、割当予定先毎に30個以上の本新株予約権が残存する限り、事前の報告を行なうものとする。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

(1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

7. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

8. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
303,000,000	19,200,000	283,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の合計額（3,000,000円）に、本新株予約権の払込金額総額（300,000,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の内訳は、当社から財務アドバイザー会社である株式会社ビッグヒット（東京都世田谷区太子堂 代表取締役星野 智之）へのファイナンシャル・フィー（成功報酬料率は5%、詳細については注4に記載しております。）として150万円（成功報酬の総額）、有価証券届出書等開示資料作成報酬として100万円、価値算定報酬として100万円、調査費用として100万円、登記費用として1,200万円であります。
 4. 本新株予約権の行使に比例し当該行使額の5%が株式会社ビッグヒットに対するファイナンシャル・アドバイザー費用となっております。ファイナンシャル・アドバイザー費用の下限額を1,000,000円としており、本新株予約権の行使がなされない場合においても、下限額を支払うこととしております。また、株式会社ビッグヒットから、割当予定先に対する手数料のキックバックなどは行われたい旨、確認をしております。
 5. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。
 6. 新株予約権の公正価値算定、有価証券届出書等開示資料作成、ファイナンシャル・アドバイザー、及び反社会勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下のとおりであります。
 新株予約権の公正価値算定：東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社
 （東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢 元）
 有価証券届出書等開示資料作成、及びファイナンシャル・アドバイザー：株式会社ビッグヒット
 （東京都世田谷区太子堂 代表取締役 星野 智之）
 反社会勢力との関連性調査：株式会社JPRサーチ&コンサルティング
 （東京都港区 代表取締役社長 古野 啓介）

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費	108.2百万円	平成24年6月～ 平成25年1月
短期借入金返済(借入先:有限会社ブレーン、借入金額:金83.2百万円)	83.2百万円	平成24年6月～ 平成25年1月
短期借入金返済(借入先:有限会社インターコスモス、借入金額:金30.1百万円)	30.1百万円	平成24年6月～ 平成25年1月
短期借入金返済(借入先:堀口利美、借入金額:金62.3百万円)	62.3百万円	平成24年6月～ 平成25年1月

(注) 1. 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金において管理する予定です。

- 短期借入金の借入先である有限会社ブレーンについては、当社主筆頭株主である佐藤辰夫氏の親族が代表取締役を務める会社であり、また、有限会社インターコスモスについては、当社代表取締役の堀口利美が代表取締役を務める会社であります。
- 株式会社S B Yの販売促進費及び広告宣伝費107.9万円の内訳については、以下のとおりを予定しております。なお、計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、支出予定時期の見直しを図ってまいります。

費目	金額
モデル契約料	30.0百万円
テレビ放映費	30.0百万円
店舗によるイベント費用	15.0百万円
撮影費を含む制作費	10.0百万円
雑誌掲載費	10.0百万円
ブログ広告費	6.3百万円
カタログ制作費	6.9百万円
合計	108.2百万円

- 当社といたしましては、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しておりますが、仮に当社が本新株予約権の買い戻しを行った場合、割当予定先による取得条項の発動に基づき当社が新株予約権の取得を行う場合、又は株価が行使下限価額を下回っている等の理由により、計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、上記金額の減少が生じることとなるため、上記金額の減少が生じた場合につきましては、株式会社S B Y、有限会社ブレーン、有限会社インターコスモス、堀口利美氏の順で資金を充当いたします。

5. 借入金の内訳は、以下のとおりとなります。なお、いずれも無担保での借入となります。また、有限会社ブレンとのコミットメント契約のみ遅延損害金の規定がありますが、有限会社ブレンとの交渉の結果、遅延損害金は発生させない旨の了承を口頭でもらっております。なお、有限会社インターコスモス、堀口利美氏との契約につきましては、返済遅延による遅延損害金の規定はありません。

(有限会社ブレン)

貸付先	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
コネクホールディングス	平成23年5月30日	平成23年12月30日	63.0百万円	5.00%
	平成23年6月15日			
	平成23年8月30日			
コネクホールディングス	平成24年1月30日	平成24年4月30日	20.2百万円	5.00%

返済期日が平成23年12月30日の借入契約については、コミットメント契約のため、融資総額残高にて利息計算を行っております。

(堀口利美)

貸付先	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
コネクテクノロジーズ	平成23年2月22日	平成23年4月22日	10.1百万円	1.475%
コネクホールディングス	平成23年4月4日	平成23年4月28日	10.1百万円	1.475%
コネクホールディングス	平成23年7月27日	平成23年12月30日	10.1百万円	1.475%
コネクテクノロジーズ	平成23年11月29日	平成23年12月30日	1.0百万円	1.475%
コネクテクノロジーズ	平成23年12月16日	平成24年4月30日	10.0百万円	1.475%
コネクテクノロジーズ	平成24年3月1日	平成24年4月30日	4.0百万円	1.475%
コネクテクノロジーズ	平成24年3月29日	平成24年4月30日	17.0百万円	1.475%

(有限会社インターコスモス)

貸付先	借入期日	返済期日	借入金額 (残額)	利率
コネクホールディングス	平成23年9月15日	平成24年2月29日	10.0百万円	1.475%
コネクテクノロジーズ	平成23年10月20日	平成24年8月31日	20.1百万円	1.475%

資金使途の合理性に関する考え方

今回の新株予約権の発行並びに行使によって調達される資金の使途については、返済期限が到来している有利子負債の圧縮を図るとともに、当社グループの積極的業務推進における収益体制の転換をおこなうことが目的であり、この結果、平成24年4月10日に「中期経営計画の修正に関するお知らせ」にて開示を行っておりますとおり、平成24年8月期第3四半期以降の期間黒字転換を図るとともに、平成25年8月期においては連結売上高3,000百万円、連結経常利益120百万円を目標として通期業績の向上を目指しております。

事業の積極的推進における収益力の黒字化改善は企業継続に必要な不可欠なことであり、この結果、当社の信用力が改善されるとともに、当社の収益性が回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	名称	Brilliance Hedge Fund			
	所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands			
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。			
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベ ストメント株式会社		
		所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号		
		代表者の役職及び氏名	代表取締役 山村 清		
		事業内容	経営コンサルタント業		
	資本金	10,000,000円			
	出資額	1,000,000,000円			
	組成目的	純投資			
	主たる出資者及びその 出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.の代表取 締役山田高広氏（出資比率15%）と、その他14名の日本人を含む富裕層から出 資されております。なお、山田高広氏以外に10%以上の出資者はありません。			
	業務執行組合員等（投 資一任勘定委託先）に 関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd.		
		本店の所在地	80 ROBINSON ROAD, #02-00 SINGAPORE 068898		
		国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	名称	アルテミス・コンサルティング・ア ンド・インベストメント株式会社	
			所在地	東京都文京区小石川一丁目17番 1-B1801号	
			代表者の役職 及び氏名	代表取締役 山村 清	
			事業内容	経営コンサルタント業	
資本金			10,000,000円		
代表者の役職及び氏名		代表取締役 山田 高広			
資本金		約30,000,000円（平成24年4月末現在）			
事業の内容		投資業			
主たる出資者及びその 出資比率	山田 高広 100.0%				

b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資 関係	当社が保有して いる割当予定先 の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保 有している当社 の持分の数	当社の100%子会社である株式会社コネクテクノロジーは、平成22年9月24日付にて、本件割当予定先であるBrilliance Hedge Fundを割当先として、第2回転換社債型新株予約権付社債の発行を実施しており、当該新株予約権の行使により株式会社コネクテクノロジー株式を保有しておりました。その後、株式会社コネクテクノロジー株式の株式移転により取得した当社株式を割当予定先は保有しており、本書提出日現在、当社株式を61株(単元未満株)保有しております。 また、本保有株式の売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2. 割当予定先のファンドを運用しているのは、Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (本拠地：シンガポール)であります。

3. 割当予定先のファンドの組成日は平成21年3月1日であります。

a. 割当予定 先の概要	名称	Brillance Multi Strategy Fund			
	所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands			
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。			
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社		
		所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号		
		代表者の役職及び氏名	代表取締役 山村 清		
		事業内容	経営コンサルタント業		
		資本金	10,000,000円		
	出資額	700,000,000円			
	組成目的	純投資			
	主たる出資者及びその 出資比率	投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte.Ltd.の代表取締役山田高広氏(出資比率15%)と、その他16名の日本人を含む富裕層から出資されております。なお、山田高広氏以外に10%以上の出資者はおりません。			
	業務執行組合員等(投資一任勘定委託先)に関する事項	名称	Brillance Capital Management Pte.Ltd.		
		本店の所在地	80 ROBINSON ROAD, #02-00 SINGAPORE 068898		
		国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社	
			所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号	
代表者の役職及び氏名			代表取締役 山村 清		
事業内容			経営コンサルタント業		
資本金			10,000,000円		
代表者の役職及び氏名		代表取締役 山田 高広			
資本金		約30,000,000円(平成24年4月末現在)			
事業の内容		投資業			
主たる出資者及びその 出資比率	山田 高広 100.0%				

b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の持分の数	当社の100%子会社である株式会社コネクトテクノロジーは、平成22年9月24日付にて、割当予定先であるBrilliance Multi Strategy Fundを割当先として、第2回轉換社債型新株予約権付社債の発行を実施しており、当該新株予約権の行使により株式会社コネクトテクノロジー株式を保有しておりました。その後、株式会社コネクトテクノロジー株式の株式移転により取得した当社株式を割当予定先は保有しており、本書提出日現在、当社株式を63株（単元未満株）保有しております。 また、本保有株式の売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2. 割当予定先のファンドを運用しているのは、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.（本拠地：シンガポール）であります。

3. 割当予定先のファンドの組成日は平成22年5月1日であります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、当社と兼ねてから取引実績があり当社取締役CFO兼経営管理本部長である長倉統己と知己である本新株予約権の第三者算定評価にも関わる東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に、資金調達の相談を行ったところ、財務アドバイザーとして、株式会社ビッグヒット（東京都世田谷区太子堂4-1-1、代表取締役社長 星野智之）の紹介を平成24年3月上旬に受けております。

その結果、株式会社ビッグヒットより、ファイナンス候補先の一つとしてBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを紹介頂き、並びに、財務アドバイザー会社が、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）とのつながりがないことを前提として、実務支援報酬を含む報酬体系を鑑み、株式会社ビッグヒットと平成24年4月2日にアドバイザー契約を締結致しました。

また、割当予定先の選定につきましては、紹介頂いたBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundと交渉を進めてまいりました結果、行使価額固定の新株予約権と比較すると、行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて権利行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすいこと、株価の変動においても一定基準においては権利行使が可能であること、支配株主の異動が生じないこと、の理由を前提として更に慎重に検討を進め、割当予定先を選定するに至りました。

また当社の割当先選定基準に則り、取締役会における審議並びに社外監査役からの意見の確認等、適正な社内手続を取っております。

なお、当社の選定基準は、以下のとおりとなります。

当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。また、調達方法又は出資元が提示されない場合、その出資者が反社会的勢力とのつながりがないことを、当社が相当と認められる審査の方法により明らかとなっていること、もしくは当社が相当と認められる組織等により、審査が行われていること。

ただし、割当先が当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、その調達方法及び出資元について原則として提示できること。

当社との緊密な連絡体制を構築できること。

実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること。

特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。

割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

ただし、当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、出資者全員が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

以上の割当先の選定基準について、 を満たしております。

については、割当先の払込資金の残高確認はできているものの、割当先への出資者については個別の開示を要請するも、投資一任勘定先であるBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director 山田高広氏には開示する権限がないという理由により、個別の出資者については、確認することができませんでした。また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスをATC Fund Services (Hong Kong) Limitedに委託しており、新規出資希望者の審査(反社会的勢力との関係有無調査を含む)も行ってあり、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を山田高広氏が行った上で、出資者の選定のプロセス、及び特定団体等との関係している事実はないことを確認し、その旨の確認書を受領してはありますが、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited(以下「ATC Fund Services」)による、新規出資希望者の審査の方法は明らかにされておりません。しかしながら、当社は業務執行組合員等であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd並びに10%以上の主要な出資者であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.の代表取締役山田高広氏について特定団体等との関係している事実はないことの調査結果を得ており、主要な出資元について確認できていることから、選定基準の については補完が出来ているものと考えております。

なお、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance MultiStrategy Fundは当社において過去に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の引受実績(なお、平成21年12月25日に発行致しました第三者割当増資のとおり、別の資金調達手段を講じたため、平成21年12月25日において、当社より買取請求権を行使し、新株予約権46個の買取りを行っております。)がありますが、Brilliance Hedge Fund及びBrilliance MultiStrategy Fundは新株予約権の行使により取得した株式を短期間に市場で売却することが前提であるファンドであるため、発行会社の情報を必要以上に享受しないよう、必ずアドバイザー会社を通じた取引をおこなうものと聞いております。

なお、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び株式会社ビッグヒットからの説明並びに登記簿謄本及び会社説明資料を確認したところ、両社及び各割当予定先との間に人的又は資本上の関係はありませんでした。

本割当ては、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

Brilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)

本ファンドは平成21年3月に組成されており、山田高広氏の自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても複数の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受で実績があります。

なお、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.は本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っており、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.は、本拠地はシンガポールにありますが、山田高広氏が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは日本の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受の実績があり、払込も確実にしている先であるため、割当予定先としての信頼感が高いと判断したことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって当社の資金調達方法として十分にメリットがあるものと判断しました。

なお、本ファンドは経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではなく、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いております。

Brilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)

本ファンドは平成22年5月に組成されており、山田高広氏の自己資金及び日本人を含む富裕層からの出資により構成されております。

また、投資市場は日本を中心とした上場企業としており、日本においても複数の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受で実績があります。

なお、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.は本ファンドの投資一任勘定委託先として運用を行っており、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.は、本拠地はシンガポールにありますが、山田高広氏が経営する投資顧問会社であります。

本ファンドは日本の上場企業の新株予約権及び新株予約権付社債の引受の実績があり、払込も確実にしている先であるため、割当予定先としての信頼感が高いと判断したことから協議・交渉を行うこととしました。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって当社の資金調達方法として十分にメリットがあるものと判断しました。

なお、経営権の獲得や支配株主となることを目的としたファンドではなく、本ファンドから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いております。

(注) ケイマン諸島の現行法においては、マスタートラスト(統括会社)が登記を行うことで、サブトラスト(傘下会社)の登記をしないことが認められています。マスタートラストは、概念的には純粹持株会社のようなものであり、投資や運用を行わず、統括会社として存在します。従来のBrilliance Hedge Fundがマスタートラスト制に移行するに際し、Brilliance Hedge Fundが商号を変更してBrilliance Capital Master Fundとなりました。これは、マスタートラストとしての登記を維持するための商号変更であり、会社法において、会社分割(新設分割)方式で持株会社化を実行するのと似た手続きを経ています。現Brilliance Hedge Fundはサブトラストとなったものの、当該ファンドの実態(出資者や運用内容)は従来のBrilliance Hedge Fundから継続しているものであります。なお、マスタートラストとサブトラストは資本関係はなく、各サブトラストであるファンドが個別に出資者を募り、ファンドごとの資金運用が行われます。

また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスをATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に委託しており、本新株予約権付社債の発行代金の送金事務もATC Fund Services (Hong Kong) Limitedが行う予定となっております。ATC Fund Services (Hong Kong) Limitedは、いずれのファンドの新規出資希望者の審査(反社会的勢力との関係有無調査を含む)も行っており、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.の代表取締役 山田高広氏が行った上で、出資者を決定しております(注)。

(注) ATC Fund Services (Hong Kong) Limitedにおける審査結果について、審査内容に適合した者を対象に投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.の代表取締役 山田高広氏が最終面談を実施しており、適合したか否かの審査結果についての結果報告を都度受けてはおりませんが適合した者のみが出資者となっております。なお、当該審査の内容については、いわゆる金融機関における審査であるため、審査内容の開示は行っておりません。なお、ATC Fund Services (Hong Kong) Limitedの審査方法については、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.のManaging Director 山田高広氏にも確認をして致しましたが、Brilliance Capital Management Pte.Ltd.には、ATC Fund Services (Hong Kong) Limitedの審査内容を開示する権限がないという理由により、具体的な審査内容については、確認することができませんでした。

当社が割当先を選定するにあたって当社が重視した要素は以下のとおりです。

< 割当先を選定するにあたって当社が重視した要素 >

割当先であるBrilliance Hedge Fund(注)は株式会社コネクテクノロジーズにおいて平成21年11月に実施した第三者割当増資の引受先であること並びに平成22年9月24日に実施した転換社債型新株予約権付社債の引受先であることから、実在性や払込の確実性が極めて高いことと共に、もう1つの割当先であるBrilliance Multi Strategy Fundは平成22年9月24日に実施した転換社債型新株予約権付社債の引受先であることから、その実在性や払込の確実性においてBrilliance Hedge Fundと同等レベルと考えることができること。なお、平成21年12月25日に発行致しました第三者割当増資のとおり、別の資金調達手段を講じたため、平成21年12月25日において、当社より買取請求権を行使し、新株予約権46個の買取りを行っております。

割当先であるBrilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fundはいずれもファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

割当先の1つであるBrilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fundは当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、社債の引受け実績は無いものの、払込を確実にしている先であり、割当先としての信頼感が高いと判断していること。

d 割り当てようとする株式の数

Brilliance Hedge Fund 2,727,240株(60個)

Brilliance Multi Strategy Fund 2,727,240株(60個)

(注) 割り当てようとする株式の数は、いずれも本新株予約権の当初行使価額55円において行使された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

割当予定先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy FundのManaging Director 山田高広氏とは、平成24年4月中旬に株式会社ビッグヒットよりご紹介を受けて電話会議を行い、その後、株式会社ビッグヒットを介してのメールにより、また、山田高広氏の帰国時には当社を御訪問頂いての面談により、複数回に亘り、当社の経営方針及び経営計画を説明の上、これら2つのファンドが経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としていることを確認しております。

保有方針に関して特段の取決めをしておりますが、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。

なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

また、当社と各割当先は、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、各割当先との間で、新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

なお、当社株式をBrilliance Hedge Fund(61株)及びBrilliance Multi Strategy Fund(63株)を(単元未満株)保有しておりますが、売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。

f 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行につきまして、当社は、各割当予定先の払込みに要する財産の存在につきまして、いずれも本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、Standard Chartered Bank(スタンダードチャータード銀行本店英国ロンドン)における割当予定先銀行口座の残高確認書類を取得しております。

当社が取得した割当予定先銀行口座の残高確認書において確認された割当予定先銀行口座の残高の合計額が、本新株予約権の払込金額及び行使金額の総額(各割当予定先毎に151.5百万円)を上回る金額である、Brilliance Hedge Fund403百万円、Brilliance Multi Strategy Fund267百万円の預金残高をそれぞれ確認しております。

また、本新株予約権の発行価額について各割当予定先より発行日に払い込むことの確約をいただいております。なお、割当予定先の投資スタンスとして、出来高を勘案しながら売却することを前提として行使を行うため、資金不足により行使ができない、一度に多額の行使により手元資金が不足するということはないため、全体としても十分に資産がある中で運用していると伺っており、他社上場企業の新株予約権の権利行使の状況を他社の開示資料から確

認致しましたが、ヒアリングのとおり、一度に全額の行使を行わず、また、一回あたりの行使の金額は小さく、株価が行使価額を上回っている状況において、その都度行使を行うというものでした。また、今回の新株予約権は、1個あたりの行使金額250万円と、単位を小さく設計しており、1回あたりの行使価額を少なく抑えていることで、資金不足により行使ができない、ということが回避しやすくなると考えております。

また、これまでの割当先であるBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの日本国内の上場企業における投資実績からも当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の投資一任勘定先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.のDirect Manager山田高広氏から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当予定先の役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に暴力団等がいるという事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の投資一任勘定委託先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社J P リサーチ & コンサルティングに調査を依頼いたしました。

その結果、各割当予定先及びフィナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。

また、各割当予定先の投資一任勘定委託先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実がないことの回答を得たことから、問題がない人物であると考えております。

なお、当該ファンドの出資者につきましては、当該ファンドの資金及び既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited (3713, The Center, 99Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳)) に当該ファンドの出資者について確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。

しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会的勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、当該ファンドの出資者が特定団体等である事実、特定団体等が当該ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、当該ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び当該ファンドの出資者が意図して特定団体等と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd 代表取締役 山田高広氏から書面及び直接面談する方法により確認しております。

上記のとおり、割当予定先及び全ての出資者ならびに投資一任勘定委託先、及びフィナンシャルアドバイザー企業が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。

なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の発行価額3,000,000円は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町1-11-28 相互永田町ビルディング2階、代表取締役 能勢元)に算定を依頼した上で決定しております。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価53円(平成24年5月10日の終値)、権利行使価格55円、ボラティリティ55.19%(平成23年3月(当社上場日)から平成24年4月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.11%(評価基準における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権者による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき24,499.706円との結果を得ております。

具体的な算定根拠は以下のとおりであります。

第三者機関による算定の根拠として、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(2年後または取得条項発動14日後)に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.96%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた60.64%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額55円に代替資金調達コスト分33円を加えた88円としております。

なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定している取得条項発動水準(明確な発動タイミングは設定しておりませんが、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社といたしましては、別の有利な資金調達が実行できた場合に、取得請求を発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が10営業日連続して88円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定している取得条項発動水準と異なる取得条項発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、当社による取得条項があることは、割当先にとっては、上限行使価額を大きく超える株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が440,317円程度高く評価されております。

また、割当予定先には新株予約権者による取得請求権が付されておりますが、当社は、新株予約権者による取得条項がない場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しており、新株予約権者による取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っております。本新株予約権の発行要項に定める割当予定先の取得条項の条件とする「本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、当社は、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、本新株予約権者の請求にかかる本新株予約権を取得する義務を負うとする条項」の条件に基づき概算したところでは、新株予約権者による取得条項がない場合、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が2,918.17円程度低く評価されております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価88円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が84円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日あたり10,260株(最近1年間の日次売買高の中央値である102,600株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。

日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自

己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

また、行使価額につきましては、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成24年5月10日)の当社普通株式の普通取引の終値の105%に設定されており、行使価額は1週間に1度、毎週金曜日の株価終値の90%となりますが、行使価額の修正範囲は当初行使価額の150%から70%までであり、株価の下落時のみだけではなく、上昇時も修正される条件となっております。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当予定先と行使価額については、交渉を開始した平成24年3月16日から平成24年5月10日において、交渉における期間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の53円から65円までの株価で行使価額を前提に交渉を開始し、本割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限定的な資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、事業収益の拡大展開は困難となる状況を踏まえ、協議の結果として、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成24年5月10日)の当社普通株式の普通取引の終値の105%に設定し、行使価額は1週間に1度、毎週金曜日の株価終値の90%とするが、行使価額の修正範囲は当初行使価額の150%から70%までであり、株価の下落時のみだけではなく、上昇時も修正される条件とする旨の調整を行いました。

なお、当初行使価額55円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均55.89円に対しては1.60%のディスカウント、前日までの最近3か月平均58.46円に対しては5.93%のディスカウント、前日までの最近6か月平均59.80円に対しては8.03%のディスカウントであります。

上限行使価額82円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均55.89円に対しては46.70%のプレミアム、前日までの最近3か月平均58.46円に対しては40.25%のプレミアム、前日までの最近6か月平均59.80円に対しては37.12%のプレミアムであります。

下限行使価額38円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均55.89円に対しては32.02%のディスカウント、前日までの最近3か月平均58.46円に対しては35.01%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均59.80円に対しては36.46%のディスカウントであります。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき24,499.706円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用している東京フィナンシャル・アドバイザーの算定評価が合理的であると当社は判断しております。

また、第三者機関からの算定結果を受け、割当予定先に対する当社の要望として「新株予約権の発行価額については、今回の新株予約権の発行諸費用のうち、本新株予約権の権利行使の有無に関わらず、当社の潤沢とは言えない資金状況に鑑みると、支払い費用として早期に支払うことが見込まれている金額(有価証券届出書等開示資料作成報酬1百万円、価値算定報酬1百万円、調査費用1百万円の合計3百万円)である本新株予約権の払込金額の総額の1%程度に設定して欲しい」という交渉を当社から割当予定先に行った結果、これを了承頂き、本新株予約権の1個当たりの払込金額を25,000円としております。

前述の評価報告書を踏まえて、当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、新株予約権の発行において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行っております。

東京フィナンシャル・アドバイザーからの説明によると、発行時点における新株予約権の公正な価値(現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額))と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当するものと解されております。

これをもって、当社は、有利発行に該当するかどうかの基準とするべきと考えており、本新株予約権の払込金額が、上記のとおり、当社が合理的であると判断する東京フィナンシャル・アドバイザーの算定評価による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額(24,499.706円)を上回る金額の1個当たり25,000円であることから、当社は、本新株予約権の発行価額が、有利発行には該当しないものと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価額につきましては、第三者委員会及び当社社外監査役3名全員から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

第三者委員会及び当社社外監査役が適法であるという判断にいたった理由として、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における

「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価(53円)、権利行使価額(55円)、ボラティリティ(55.19%)、行使期間2年、リスクフリーレート(0.11%)、配当率(0.00%)等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

なお、今回の割当先は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社より紹介を受けた株式会社ビッグヒットからの紹介であります。そのため、当該評価機関の独立性について検討いたしました。登記簿謄本による確認及び面談において人的、資本上の関係が無い旨の確認を行っており、個々の独立性は保持されていること、また、当社、及び第三者評価機関とは独立した公認会計士(本間公認会計事務所 東京都千代田区神田小川町3-14-3 公認会計士 本間周平)に、今回の算定に関する算定手法や、算定結果についての妥当性について確認を頂き、その算定手法は、広く採用されているモンテカルロ・シミュレーションを採用されていること、また、モンテカルロ・シミュレーションにおける仮定設定、及び利用した変数については、広く一般的に採用されているものであり、妥当性があるとのことであり、当社はその選定について当該公認会計士の意見に鑑み適切なものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成24年5月11日現在の当社発行済株式総数は47,204,224株、その議決権個数は472,038個であり、今回の第三者割当による新株予約権の当初行使価額55円による発行株式数は5,454,480株、その議決権個数54,544個は、11.56%に相当いたします。また、行使価額上限値の82円における潜在株式は、3,658,440株となり、その議決権個数36,584個には、7.75%に相当いたします。

更に行使価額下限値の38円における潜在株式7,894,680株に係る議決権個数78,946個については、16.72%に相当いたします。

このような希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は財務体質の安定化と事業収益の発展的拡大を主眼としてのものであります。

また、総額買受契約においても、新株予約権者は新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の1ヶ月において割当日の発行済株式総数の10%を超える行使を行わないことを盛り込んでおり、希薄化を限定する内容となっております。

このような考えのもと、平成24年5月11日開催の当社取締役会では、本新株予約権の発行について十分に討議検討を行い、1株あたりの希薄化が生じることから、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下する恐れがあり、既存株主様の株式価値が低下する可能性があるものの、当社を取り巻く状況を加味した上で、今回の資金調達により、株式会社S B Yの事業促進及び拡大が実行できること、並びに借入金の返済により財務基盤の強化につながり、与信力の向上や企業価値の向上が期待されることから、当社の財政面での安定性を確保し、その基盤の上に収益性の成長を図るために当該規模の資金調達が望ましいと考えており、当社に継続企業の前提に関する重要な疑義の注記が付されている状況では、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

本決議は出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、第三者委員会とともに監査役3名全員(社外監査役3名)から、本新株予約権に関し第三者機関が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む取締役会の判断に基づく本新株予約権の発行については、以下のとおり、その必要性及び相当性について適切であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ており、今回の第三者割当の規模及びスキームは合理的なものであると判断しております。

第三者割当による「Brillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fund」を割当先とする新株予約権の発行の必要性について

以下の理由から、本新株予約権の発行の必要性があると判断する。

株式会社S B Yにおける販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用による収益向上策の推進

当社グループは事業子会社として株式会社S B Yと株式会社コネクトテクノロジーで形成されている。

株式会社S B Yは平成24年3月1日に株式会社ガットを存続会社、旧株式会社S B Yを消滅会社として新たに発足している。

これは、13年の業歴があり金融機関の取引実績がある株式会社ガットと、設立1年なるも、全国に5店舗出店している旧株式会社S B Yを統合することにより、10代から40代までの幅広い層の女性を顧客とするともに、共通コストの削減により、より収益力を向上させることを目的としたものである。

平成24年8月期第2四半期までの累計実績として、株式会社ガットは経常利益予算 5百万円に対して実績1百万円、株式会社S B Yは経常利益予算 7百万円に対して実績28百万円と上方実績かつ黒字で推移している。

一方、株式会社コネクトテクノロジーは、平成24年8月期第2四半期までの累計実績として、経常利益実績は 113百万円である。

これまで株式会社コネクトテクノロジーにおいては事業再構築を含め、さまざまな改善策を施してきたが、これまで結果が伴っていない。

このことから、当面においては当社グループの収益の要は株式会社S B Yとせざるを得ないと考えられる。

当社グループの最重要課題は経常利益の黒字化であり、このためには、株式会社コネクトテクノロジーについては現状の売上規模で吸収できる原価及び販売管理費までコストを圧縮させること、株式会社S B Yについては一層の収益力の拡大を図ることが必要と思われる。

株式会社S B Yの主要顧客である若年層女性に興味の対象が短期間で変貌しやすく、来期以降の収益力の拡大のためには、現時点からの販売促進費及び広告宣伝費の積極的活用は必要不可欠と株式会社S B Yは判断しており、若年層女性への訴えかけはメディアでの露出が必要であることに鑑み、販売促進費及び広告宣伝費を使用するこの判断は合理性を有していると考えられる。

当社グループ全体の経費削減策の結果、株式会社S B Yについては、平成24年8月期第2四半期累計において売上797百万円に対して販売促進費及び広告宣伝費は73百万円の実績と売上比率において9.1%となっている。

株式会社S B Yにおける来期の収益目標である売上2,500百万円、経常利益100百万円を達成するためには、物販業界水準値として売上比12%である300百万円の販売促進費及び広告宣伝費の使用は必要とのことであり、まずは106百万円の使途目的があるとのことである。

よって、販売促進費及び広告宣伝費の使用より当社グループの黒字化がより確実なものになるのであれば、本新株予約権の発行による資金調達には必要性があると判断する。

借入金の返済による財務体質の安定化及びガバナンスの健全性

当社グループにおいて、平成23年6月16日に第三者割当による新株発行にて佐藤辰夫氏より320百万円を調達しているが、これは有限会社ブレンへの借入金返済320百万円に充当されており、この借入金は、うち200百万円については株式会社S B Yの子会社化及び事業譲受けの決済資金であり、120百万円は平成23年1月から5月までの不足運転資金に充当されていた。

このため、平成23年6月以降の不足運転資金については、当社に継続疑義の注記が付されている状況では金融機関からの借入れが困難であったため、有限会社ブレンから82百万円、堀口利美氏から62百万円、有限会社インターコスモスから30百万円を借り入れており、いずれも返済期日が経過している。

有限会社ブレンは当社の取締役である佐藤辰夫氏が筆頭株主であり佐藤氏の配偶者が代表取締役を務めている会社である。

また堀口利美氏は当社の代表取締役であり、有限会社インターコスモスは堀口氏が代表取締役を務める会社である。

このため、当社特別利害関係者に対する借入金の返済となるわけであるが、コーポレートガバナンスの観点から、特別利害関係者が当社の大口債権者となっていることは上場会社である当社としては望ましくない。

よって、当社グループの財務体質の安定化及び借入金返済によりガバナンスの健全性が保てるのであれば、本新株予約権の発行による資金調達には必要性があると判断する。

他の資金調達手段の可能性

他の調達手段としては、金融機関からの間接金融による資金調達が考えられるが、前述のとおり、そもそも継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在する中で、金融機関等から間接金融による資金調達を行うことは、当社にとって極めて困難な状況にあり、現実的に複数の金融機関から、拒絶されているとのことである。

また公募、株主割当、ライツイシュー等も、また公募、株主割当、ライツイシュー等も、当社に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、配当においてもこれまで無配が継続している状況であり、かつ限られた時間の中では、引受先を確保することは現実的でなく、また、第三者割当による新株発行も、現実的に複数の先と交渉を試みたが拒絶されているとのことである。

本新株予約権の内容についても、行使価額が固定ではなく、行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすいと考えているとのことである。

また借入先である当社代表取締役堀口氏また取締役である佐藤氏あるいはその関係者から引き続き、あるいは金額を増加させて借入れを行うことは、両氏の資産背景から現実的ではないとのことであり、また前述のとおりガバナンスの観点からも望ましくない。

この結果、既存株主の持分を希薄化させ、当社株価の下落のおそれがあるものの、希薄率は最大で14.12%と限られており、他に現実的なより良い手段は考えられないため、本新株予約権の発行による資金調達はやむを得ないものであると判断する。また、行使価額について修正条項が付されているという点についても、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすいため、当社の調達の必要性を鑑みると、やむを得ないものであると判断する。

第三者割当による「Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fund」を割当先とする本新株予約権の発行の相当性について

以下の理由から、本新株予約権の発行には相当性があると判断する。

(1) 資金使途の合理性

今回の新株予約権の発行並びに行使によって調達される資金の使途については、返済期限が到来している借入金の返済を図るとともに、当社グループの積極的業務推進による収益体制への転換を行うことが目的であり、当該資金調達により、当社グループにおいて、平成24年8月期第3四半期以降の期間黒字転換を図るとともに、平成25年8月期においては連結売上高3,000百万円、連結経常利益100百万円を目標として通期業績の向上を目指している。

事業の積極的推進による収益力の黒字化改善は企業継続に必要不可欠なことであり、これにより、当社の信用力が改善するとともに、当社の収益性を回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断する。

(2) 割当先の合理性

当社は、今回の第三者割当新株予約権発行にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、証券市場に対し株式価値の希薄化に配慮したスキームを用いること、当社の事業内容を理解してもらった上で実行すること、割当予定先等が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）と一切のかかわりが無いことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同してもらえる先を探してきたとのことである。

その中で、当社と兼ねてから取引実績があり当社取締役CFO兼経営管理本部長である長倉統己氏と知己である本新株予約権の第三者算定評価にも関わる東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に、資金調達の相談を行ったところ、財務アドバイザーとして、株式会社ビッグヒット（東京都世田谷区太子堂4-1-1、代表取締役社長 星野智之）の紹介を受け、その結果、株式会社ビッグヒットより、ファイナンス候補先の一つとしてBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundを紹介され、並びに、財務アドバイザー会社が、特定団体等とのつながりないことを前提として、実務支援報酬を含む報酬体系を鑑み、株式会社ビッグヒットとアドバイザー契約を締結したとのことである。

割当予定先の選定については、紹介されたBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundと交渉を進めた結果、機動的に資金調達が可能となること、新株予約権の中でも行使のタイミングにおける時価を鑑み、適宜権利行使が可能であること、支配株主の異動が生じないこと、の理由を前提として更に慎重に検討を進め、割当予定先を選定するに至ったとのことである。

また当社の割当先選定基準に則り、取締役会における審議並びに社外監査役からの意見の確認等、適正な社内手続を取っているとのことである。

なお、当社の選定基準は、以下のとおりである。

当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。また、調達方法又は出資元が提示されない場合、その出資者が反社会的勢力とのつながりが無いことを、当社が相当と認められる審査の方法により明らかとなっていること、もしくは当社が相当と認められる組織等により、審査が行われていること。

ただし、割当先が当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、その調達方法及び出資元について原則として提示できること。

当社との緊密な連絡体制を構築できること。

実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること。

特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。

割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

ただし、当社への出資を目的に新規に設立された法人、ファンドあるいは組合等の場合は、出資者全員が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

以上の割当先の選定基準について、を満たしております。

については、割当先の払込資金の残高確認はできているものの、割当先への出資者については個別の開示を要請するも、投資一任勘定先であるBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director 山田高広氏には開示する権限がないという理由により、個別の出資者については、確認することができませんでした。また、いずれの割当先もファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスをATC Fund Services (Hong Kong) Limitedに委託しており、新規出資希望者の審査（反社会的勢力との関係有無調査を含む）も行っており、審査の結果問題のない新規出資希望者との最終面談を山田高広氏が行った上で、出資者の選定のプロセス、及び特定団体等との関係している事実はないことを確認し、その旨の確認書を受領しておりますが、ATC Fund Services (Hong Kong) Limited（以下「ATC Fund Services」）による、新規出資希望者の審査の方法は明らかにされておりません。しかしながら、当社は業務執行組員等であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd並びに10%以上の主要な出資者であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.の代表取締役山田高広氏について特定団体等との関係している事実はないことの調査結果を得ており、主要な出資元について確認できていることから、選定基準のについては補完が出来ているものと考えております。とのことであり、当社の選定基準を補完しているものと考えられる。

上記のことから、このため割当先については、合理性があるものと判断する。

また、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び株式会社ビッグヒットからの説明並びに登記簿謄本及び会社説明資料に基づき確認したところ、当社と両社及び各割当予定先との間に人的又は資本的關係はない。

よって、割当先を紹介した東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社及び株式会社ビッグヒットについても独立した第三者機関として、合理性があるものと判断する。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合 (%)
佐藤 辰夫	名古屋市熱田区	32,000,000	67.79	32,000,000	60.77
堀口 利美	東京都港区	3,940,400	8.35	3,940,400	7.48
Brillance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	63	-	2,727,303	5.18
Brillance Hedge Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	61	-	2,727,301	5.18
西谷 茂樹	千葉県市川市	573,300	1.21	573,300	1.09
桑野 博一	大阪府豊中市	421,900	0.89	421,900	0.80
中村 美代子	愛知県愛知郡東郷町	218,700	0.46	218,700	0.42
巻幡 俊	広島県尾道市	215,900	0.46	215,900	0.41
山縣 刀茂子	京都市北区	181,000	0.38	181,000	0.34
山内 和男	名古屋市西区	180,000	0.38	180,000	0.34
堀口 詩穂	東京都港区	173,300	0.37	173,300	0.33
山内 和男	名古屋市西区	170,000	0.36	170,000	0.32
計	-	38,074,624	80.66	43,529,104	82.66

(注) 1. 所有株式数は、平成24年2月29日現在の当社株主名簿によるものであります。

2. なお、大株主第8位並びに第10位に同じ株主名である山内和男氏の記載がありますが、株主名簿においては登録住所が異なっており、別の株主として登録されているため上記のとおり記載しております。
3. Brillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundは、長期保有を約しておりませんが、今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、各割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に、上記のとおりとなります。
4. 当社の100%子会社である株式会社コネクテクノロジーは、平成22年9月24日付にて、割当予定先を割当先として、第2回転換社債型新株予約権付社債の発行を実施しており、割当予定先は、当該新株予約権の行使により株式会社コネクテクノロジー株式を保有しておりました。
その後、株式会社コネクテクノロジー株式の株式移転により取得した当社株式を割当予定先は保有しており、本書提出日現在、当社株式をBrillance Hedge Fund61株、及びBrillance Multi Strategy Fund63株をそれぞれ保有しております。なお、いずれも単元未満株式数であり、当社に対する議決権は保有しておりません。
なお、当社株式をBrillance Hedge Fund(61株)及びBrillance Multi Strategy Fund(63株)を(単元未満株)保有しておりますが、売却の意向については、割当予定先は本新株予約権にかかる行使において取得する株式と合わせ処分する意向と伺っております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、平成23年3月1日付で設立され、第1期連結会計年度は平成23年3月1日から平成23年8月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期連結会計年度末が到来しておりますが、主要な経営指標等の推移については、当社の完全子会社である株式会社コネクテクノロジーズの最近連結会計年度の主要な経営指標と併せて記載いたします。

また、第1期事業年度は平成23年3月1日から平成23年8月31日までとなっており、本有価証券届出書提出日現在において第1期事業年度末が到来しておりますが、主要な経営指標等の推移については、当社の完全子会社である株式会社コネクテクノロジーズの最近事業年度の提出会社の経営指標等と併せて記載いたします。

(1) 連結経営指標等

回次	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第8期	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第9期	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第10期	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第11期	株式会社コネク トホールディ ングス 第1期
決算年月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月
売上高 (千円)	2,600,710	2,695,975	1,571,070	638,090	893,531
経常損失 (千円)	1,002,318	989,688	775,308	478,425	423,023
当期純損失 (千円)	1,778,760	1,318,585	1,294,068	479,893	438,398
包括利益 (千円)	-	-	-	-	437,625
純資産額 (千円)	2,880,900	1,614,652	486,282	-	242,013
総資産額 (千円)	3,479,794	2,219,158	813,015	-	839,148
1株当たり純資産額 (円)	63,500.74	35,707.72	7,952.67	-	5.13
1株当たり当期純損失 (円)	39,575.50	29,273.27	21,391.34	5,374.19	15.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.2	72.5	59.8	-	28.8
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	843,538	938,923	723,699	312,071	275,060
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	797,479	98,961	91,492	71,730	213,156
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	55,972	31,600	271,552	177,563	565,874
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,507,166	431,924	70,403	7,626	80,288
従業員数 (人)	220	241	142	-	76
(外、平均臨時雇用者)	(16)	(21)	(8)	-	(56)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの1株当たりの当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 純資産額の算定に当たり、第8期（平成19年8月期）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
5. 独立監査人について、株式会社コネクテクノロジーズ第8期（平成19年8月期）はあずさ監査法人、第9期（平成20年8月期）は東陽監査法人、第10期（平成21年8月期）は清友監査法人、第11期（平成22年8月期）は堂島監査法人、株式会社コネクホールディングス第1期（平成23年8月期）北摂監査法人であり、いずれの会社決算期も監査報告書を独立監査人より受領しております。
6. 第10期（平成21年8月期）において株式会社コネクテクノロジーズの連結子会社であった株式会社マイティークラフトの所有株式の全てを平成22年7月22日付で同社が譲渡したため、株式会社コネクテクノロジーズの関係会社（連結子会社）ではなくなりました。これに伴い第11期（平成22年8月期）にかかる連結貸借対照表を作成していないため、連結財政状態（純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率については、記載しておらず、また、従業員数についても記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第8期	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第9期	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第10期	株式会社コネク トテクノロ ジーズ 第11期	株式会社コネク トホールディン グス 第1期
決算年月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月
売上高 (千円)	847,401	766,947	597,688	394,547	88,476
経常損失 (千円)	567,151	588,391	576,096	464,733	59,664
当期純損失 (千円)	3,613,088	1,427,065	1,309,224	465,096	59,785
資本金 (千円)	3,265,869	3,265,869	3,356,655	3,486,703	230,000
発行済株式総数 (株)	45,416.41	45,416	61,519	102,240	47,204,224
純資産額 (千円)	2,959,734	1,611,091	471,484	159,638	406,213
総資産額 (千円)	3,182,731	1,820,417	683,935	242,202	555,290
1株当たり純資産額 (円)	65,707.62	35,767.06	7,710.68	1,567.12	8.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	80,387.31	31,681.58	21,641.86	5,208.48	2.14
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	93.0	88.5	68.9	65.9	73.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	92 (12)	94 (7)	86 (6)	44 (5)	11 (1)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの1株当たりの当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 純資産額の算定に当たり、平成19年8月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準な等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
5. 独立監査人について、株式会社コネクトテクノロジーズ第8期(平成19年8月期)はあずさ監査法人、第9期(平成20年8月期)は東陽監査法人、第10期(平成21年8月期)は清友監査法人、第11期(平成22年8月期)は堂島監査法人、株式会社コネクホールディングス第1期(平成23年8月期)北摂監査法人であり、いずれの会社決算期も監査報告書を独立監査人より受領しております。

2【沿革】

- 平成23年3月1日 株式会社コネクトテクノロジーが株式移転の方法により当社を設立
東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
- 平成23年3月15日 完全子会社として株式会社ゲットバック・エンタテインメントを設立
- 平成23年3月31日 株式会社S B Yを完全子会社化
- 平成23年6月1日 株式会社ガットを子会社化
- 平成23年9月13日 完全子会社として株式会社D L Cを設立
- 平成23年9月15日 株式会社コネクトテクノロジーにおける新たな事業として、環境エネルギー事業分野に進出
- 平成23年12月26日 株式会社D L Cを株式譲渡により連結から除外
- 平成24年1月10日 株式会社ガットを株式取得により完全子会社化
- 平成24年3月1日 完全子会社である株式会社ガットに完全子会社である株式会社S B Yを統合させ、商号を株式会社S B Yに変更
- 平成24年3月6日 株式会社ゲットバック・エンタテインメントを株式譲渡により連結から除外

3【事業の内容】

当社は、傘下グループ会社の経営管理、指導及びそれに付帯する業務を行っております。

また、当社の完全子会社である株式会社コネクテクノロジーズ・株式会社S B Yで構成される当社グループの主な事業の内容は以下のとおりです。

(1) システムソリューション事業

当社の完全子会社である株式会社コネクテクノロジーズは顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築等ソリューションを提供しております。具体的には、携帯電話を鍵として利用する鍵管理システムや、携帯電話を利用した会員証システムの構築、携帯電話をかざすことにより発券・入場が可能となるチケットサービス等幅広く取り組んでおります。

(2) 環境エネルギー事業

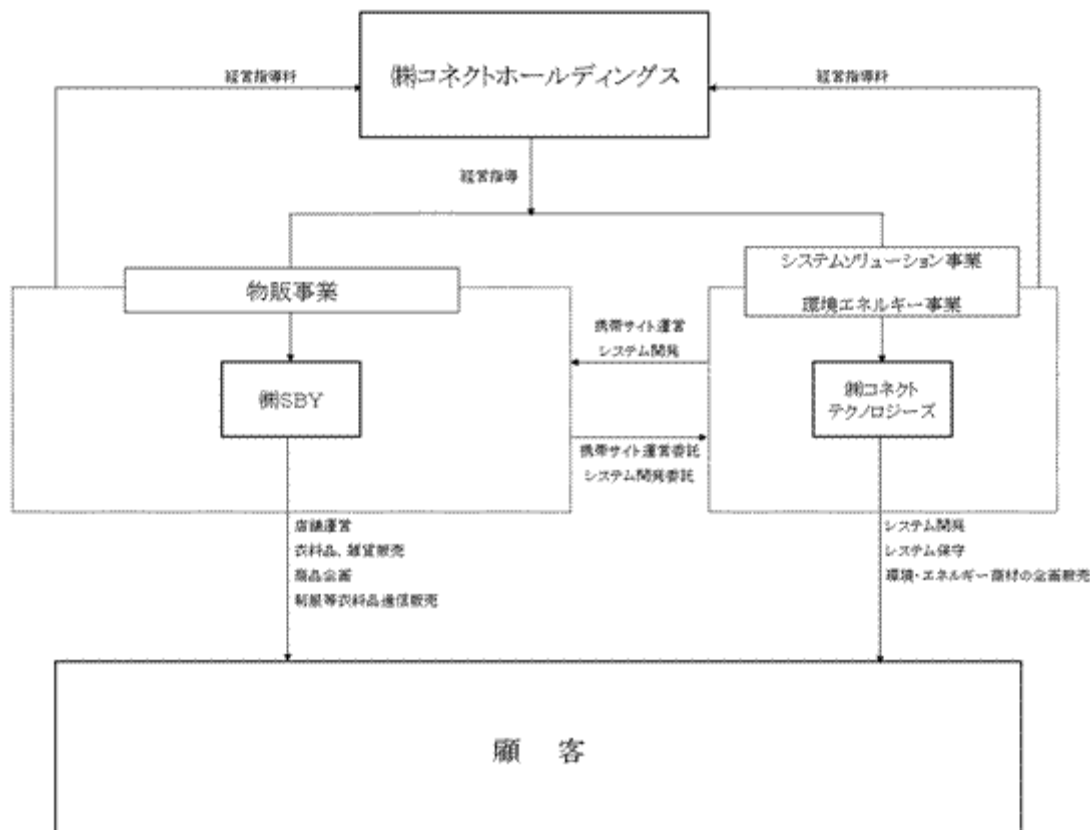
当社の完全子会社である株式会社コネクテクノロジーズは太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理（見える化）サービスを行う事業で、新たな事業基盤として取り組んでおります。

(3) 物販事業

当社の完全子会社である株式会社S B Yは既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュースを展開しております。

（注）平成24年3月1日に完全子会社である株式会社ガットに完全子会社である株式会社S B Yを統合させ、商号を株式会社S B Yに変更しております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
㈱コネクトテクノロジーズ 2、3	(注) 東京都港区	50,000	システムソリューション事業 サービス事業	100		当社が経営指導を行 なっております。 当社資金援助をおこ なっております。 役員の兼任5名
㈱ゲットバック・エンタテインメント	東京都港区	5,000	エンタテインメント 事業	100		当社が経営指導を行 なっております。 役員の兼任3名
㈱S B Y (注) 2、3	東京都港区	1,000	エンタテインメント 事業	100		当社が経営指導を行 なっております。 当社が資金援助を行 なっております。 役員の兼任2名
㈱ガット (注) 3	岐阜県岐阜市	25,000	エンタテインメント 事業	75		当社が経営指導を行 なっております。 なお、当社が、資金の借 入を受けております。 役員の兼任2名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。なお、第2期（平成24年8月期）よりセグメントの変更を行っております。

2. 特定子会社に該当しております。
3. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社であります。
4. 平成24年3月6日に株式会社ゲットバック・エンタテインメントを株式譲渡により連結から除外しております。
5. 平成24年3月1日に完全子会社である株式会社ガットに完全子会社である株式会社S B Yを統合させ、商号を株式会社S B Yに変更しております。
6. 本有価証券届出書提出日現在における特定子会社は、株式会社コネクトテクノロジーズ（システムソリューション事業、環境エネルギー事業）、及び株式会社S B Y（物販事業）となります。

主要な損益情報等

	㈱コネクトテクノロジーズ	㈱S B Y	㈱ガット
売上高 (千円)	218,815	569,470	90,955
経常損失() (千円)	290,050	45,571	23,171
当期純損失() (千円)	184,726	46,074	23,218
純資産額 (千円)	55,662	45,626	55,532
総資産額 (千円)	213,310	380,207	176,879

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
システムソリューション事業	24 (-)
環境エネルギー事業	1 (-)
物販事業	37 (47)
全社(共通)	9 (2)

(注) 1. 従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
9(2)	36.0	1.0	4,572,000

(注) 1. 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であります。

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	9(2)

(注) 1. 従業員数は就業人員(常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

当社は平成23年3月1日付にて設立されており、前年同期比を記載しておりません。また、第2期第2四半期連結累計期間についても、前年同期比の記載はありません。

1【業績等の概要】

< 第1期連結会計年度（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）>

(1) 業績

当社は平成23年3月1日に単独株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズの完全親会社として設立されました。当社グループは、当連結会計年度より設立第1期として連結財務諸表を作成しているため、前期比較についての記載は行っておりません。

当連結会計年度における世界経済は、金融危機による景気後退の中、各国政府による緊急経済対策や金融緩和により一部の地域では改善の兆しが見られたものの、不安定な雇用情勢や設備投資の抑制など、回復力の乏しい状態で推移しました。

また、国内経済は、企業収益が改善するなど緩やかながら景気は回復しておりますが、厳しい雇用環境、長引く円高、資源価格の上昇などに加え、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、ソーシャルアプリの市場が急拡大している他、iPadやiPhone、Android端末等スマートフォンの普及が本格化してきており、モバイルコンテンツ関連市場を取り巻く環境は大きく変化している中で、サービス提供事業者間の競争激化による差別化のため、より高度なソリューション提供が要請されている状況にあります。

このような環境の中、当社は、平成23年3月1日付で株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により持株会社として新設いたしました。

当連結会計年度におきましては、既存のシステムソリューション事業に加え、サービス事業の強化、及びエンタテインメント事業の立ち上げを図り、総合ITソリューションカンパニーの構築に向けた事業の拡大を展開しております。

エンタテインメント事業においては、平成23年3月15日付での株式会社ゲットバック・エンタテインメントの設立、平成23年3月31日付での株式会社S B Yの子会社化、また平成23年6月1日付での株式会社ガットの子会社化により、収益拡大を図るための対策を講じております。

この結果、当連結会計年度の売上高は893百万円、経常損失は423百万円、当期純損失は438百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(システムソリューション事業)

システムソリューション事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、主に携帯端末やスマートフォンを利用したシステム開発、サーバ構築などのソリューションを提供する事業で、株式会社コネクトテクノロジーズ創業からの既存事業として、同社において展開しております。

当事業につきましては引き続き、稼働率の向上や効率的な開発体制の構築に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は178百万円、営業利益は87百万円となりました。

(サービス事業)

サービス事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、当社グループの将来的な重要セグメントとなる認識を持っており、従前より継続しているテストラボ及びASPサービスとともに、自社コンテンツの立ち上げ、またEコマースの展開を行うことにより新たな事業基盤としての安定した収益基盤とさせるべく、株式会社コネクトテクノロジーズにおいて展開しております。

しかしながら、これらの事業の積極的展開は、計画の遅延により来期以降の予定であります。

この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は40百万円、営業利益は5百万円となりました。

(エンタテインメント事業)

エンタテインメント事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、エンタテインメントソリューションを主眼に置いた事業であり、既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャスト・プロダクション業務、及び映像・音楽などのコンテンツの制作を、株式会社ゲットバック・エンタテインメント、株式会社S B Y及び株式会社ガットにおいて展開しております。

この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は677百万円、営業利益は2百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、80百万円となりました。
また、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動の結果使用した資金は275百万円となりました。
これは主に、税金等調整前当期純損失435百万円等の減少要因があったものの、仕入債務の増加額48百万円、未払金の増加額90百万円等の増加要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動の結果使用した資金は213百万円となりました。
これは主に、事業譲受による支出200百万円等の減少要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は565百万円となりました。
これは主に、株式の発行による収入304百万円、新株予約権付社債の発行による収入185百万円、短期借入金の増加額89百万円等の増加要因によるものであります。

< 第2期第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日) >

(1) 業績

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、欧州諸国を発端とする財政問題や急激な円高の進行等により、不安定な雇用情勢や設備投資の抑制など、回復力の乏しい状態で推移しました。また、国内経済は、東日本大震災による生産や調達への支障、その後の電力不足の影響から徐々に立ち直りつつあるものの、厳しい雇用環境や資源価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、ソーシャルアプリの市場が急拡大している他、iPadやiPhone、Android端末等スマートフォンの普及が本格化してきており、モバイルコンテンツ関連市場を取り巻く環境は大きく変化している中で、サービス提供事業者間の競争激化による差別化のため、より高度なソリューション提供が要請されている状況にあります。また、長引く景気低迷から、消費者の購買意欲も改善の兆しが見えておりません。

このような環境の中、当第2四半期連結累計期間におきましては、既存のシステムソリューション事業とともに、Eコマースを重視した物販事業の積極展開を図り、総合ITソリューションカンパニーの構築に向けた事業の拡大を展開しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は885百万円、経常損失は82百万円、四半期純損失は90百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(システムソリューション事業)

システムソリューション事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築、携帯電話向けソフトウェアの検証請負等ソリューションを提供、また、エンドユーザーに向けての直接通信サービスの提供、自社コンテンツによる課金サービス等を展開する事業で、株式会社コネクトテクノロジーズ創業からの既存事業として、同社において展開しております。

当事業につきましては引き続き、稼働率の向上や効率的な開発体制の構築に取り組んでおります。

この結果、当第2四半期連結累計期間における当事業の売上高は71百万円、営業損失は60百万円となりました。

(環境エネルギー事業)

環境エネルギー事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理(見える化)サービスを行う事業で、新たな事業基盤としての安定した収益基盤とさせるべく、株式会社コネクトテクノロジーズにおいて展開しております。

しかしながら、当事業につきましては、リース・レンタル・ファンド資金の導入における金融機関等との協議が大幅に遅れ、事業計画の見直しが必要となっております。

この結果、当第2四半期連結累計期間における当事業の売上高は計上がなく、営業損失は7百万円となりました。

(物販事業)

物販事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、Eコマースの展開を機軸に既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販及び企画プロデュースを、株式会社ガット及び株式会社S B Yにおいて展開しております。

当事業につきましては、当社グループにおける収益の要となっており、引き続き、高収益体制の構築に取り組んでおります。

この結果、当第2四半期連結累計期間における当事業の売上高は797百万円、営業利益は99百万円となりました。

(エンタテインメント事業)

エンタテインメント事業につきましては、総合ITソリューションカンパニーとして、映像・音楽などのコンテンツの制作ならびにプロダクション業務を株式会社ゲットバック・エンタテインメントにおいて展開しております。

当第2四半期連結累計期間における当事業の売上高は23百万円、営業損失は10百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、20百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失89百万円、未払金の減少額42百万円等々の減少要因と、売上債権の減少額36百万円等の増加要因により、営業活動による資金の減少は76百万円となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、事業譲受による支出30百万円、子会社株式の取得による支出15百万円等の減少要因により、投資活動による資金の減少は47百万円となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入50百万円、短期借入金の増加額45百万円等の増加要因により、財務活動による資金の増加は68百万円となっております。

2【生産、受注及び販売の状況】

< 第1期連結会計年度（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）>

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	前年同期比(%)
システムソリューション事業(千円)	82,475	-
サービス事業(千円)	32,096	-
エンタテインメント事業(千円)	5,183	-
合計(千円)	119,755	-

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション事業	152,552	-	3,100	-
サービス事業	37,524	-	-	-
合計	190,077	-	3,100	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. エンタテインメント事業は、受注生産ではないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	前年同期比(%)
システムソリューション事業(千円)	178,291	-
サービス事業(千円)	37,524	-
エンタテインメント事業(千円)	677,715	-
合計(千円)	893,531	-

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社ダイコレクション	203,718	22.8

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

< 第2期第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日) >

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

該当事項はありません。

3【対処すべき課題】

iPadやiPhone、Android端末等スマートフォンの普及が本格化し、モバイルコンテンツ関連市場を取り巻く環境は大きく変化している中、当社グループにおきましては、従来の携帯電話に特化した受託開発ビジネスから、総合ITソリューションカンパニーとして、収益の拡大のために事業領域の幅を積極的に広げております。このような環境の中、当社では対処すべき課題として以下のことに取り組んでおります。

(1) 持株会社体制への移行

当社グループは、平成23年3月1日付で、株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により、新たに純粋持株会社として株式会社コネクトホールディングスを設立いたしました。これにより、事業子会社として事業セグメントごとの会社を設置することにより、事業運営における経営責任と執行権限を明確にするとともに、意思決定の迅速化を図ることによって、当社グループの収益確保を必須とする黒字転換のための経営体制の強化に取り組んでおります。

(2) 人的資産の強化

総合ITソリューションカンパニーにおける、当社グループ独自のポジショニングを継続して保ち続けるためには、技術者を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。そのためには、常に技術的に魅力ある開発に携われるような環境を用意することにより、優秀な人材を惹きつけられる存在であり続けることが重要であると考えております。

(3) 当社グループと補完しあえる他社との協業

当社グループが保有する技術やサービスノウハウをグループ内及び他社と相互に補完しあうことにより、ビジネスの可能性が広がるような協業を今後とも模索していく方針であります。

(4) 総合ITソリューションカンパニーとしての収益源の多様化

当社グループが培ってきた技術やサービスノウハウを本格的に収益へと結びつけていくためには、従来からのシステム開発、運用業務にとどまらず、直接最終ユーザにアプローチする形でのサービス事業及びエンタテインメント事業の戦略的な展開が不可欠であると考えております。収益源、収入形態を多様化する意味においても、従来の受託開発ビジネスから総合ITソリューションカンパニーとして当社グループの技術力を生かせるようなサービス事業及びエンタテインメント事業の展開を、一層積極的に図っていく方針であります。

(5) 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは、収益構造の転換を図り、継続的に企業価値を高めていくためには、事業規模に相応しい内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、今後一層の内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(6) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況の解消について

当社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、株式会社コネクトテクノロジーズにおける前事業年度において415百万円、当社グループにおける当連結会計年度において353百万円の大幅な営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも275百万円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

当該状況を解消するための具体的な施策につきましては、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(5) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消するための対応策」をご参照ください。

4【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 技術・サービスの变化について

当社グループのセグメントのうち、システムソリューション事業及びサービス事業に関して、当社グループが展開している携帯電話を中心としたモバイルインターネット関連業界は、技術の進捗が著しく、その技術を利用したサービスも急激に変化しております。

このような状況の中、当社グループの事業領域において、常にトップレベルの技術力を維持するためには継続的な研究開発が必要となり、これには相当の時間と費用がかかる可能性があります。

また、新しい機能を搭載した携帯電話の投入やシステムの変更等は、通信キャリアの事業方針により大きく影響を受けるものと考えられます。

当社グループはこれらの状況変化に適時に対応してまいりますが、万一对応できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 需要動向について

当社グループのセグメントのうち、エンタテインメント事業に関して、景気動向・消費動向等の経済情勢、及び同業他社との競争状況により大きく影響を受けるものと考えられます。

当社グループはこれらの状況変化に適時に対応してまいりますが、万一对応できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 人材の獲得について

当社グループが今後成長していくためには、システム技術者、サービス企画担当者、営業担当者及び拡大する組織に対応するための管理担当者など、各方面での優秀な人材をいかに確保していくかが重要になります。

当社グループでは優秀な人材の確保のために努力を続けておりますが、適切な人材確保及び配置に失敗した場合、当社の業務に支障が出る可能性があります。

(4) 法的規制等について

現在、当社グループの事業を推進するうえで、直接的影響を受けるような法的規制はありません。

しかし、今後において法令の適用及び新法令の制定等、当社グループの事業を規制する法令等が制定された場合、当該規制に対応するため、コストの増加等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 特許権の取得について

当社グループは開発したシステムやビジネスモデル、またサービスにおける商標等に関して、特許権・商標権の対象となる可能性のあるものについては、積極的にその取得を目指して対応しておりますが、当社グループのノウハウ等を権利保護した場合においても、他社が類似のノウハウ等について権利取得した場合、当社グループの事業が制約される可能性があります。

(6) その他の財産について

当社グループは、第三者が保有する知的財産権を侵害することのないように外部への委託等により調査を行っております。しかし、これらの調査が十分かつ妥当であるという保証はありません。

万一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払等が発生する可能性があります。

また、当社グループが所有する知的財産権に関しましても第三者に侵害される可能性があります。

こうした場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) プログラム不良に関して

当社グループのセグメントのうち、システムソリューション事業において、開発したプログラムその他のソフトウェア又はハードウェアに不良箇所が発生した場合、これら自社製品を使用したサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザデータの破損等が生じる可能性があります。

当社グループはこれら自社製品を納品する前に社内において入念なチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) システムダウンについて

当社グループのセグメントのうち、システムソリューション事業及びサービス事業において、事業の一部につきましては、当社グループのサーバ等を介してサービスの提供を行っているものがあり、自然災害や事故等によりサーバ等が作動不能や停止する可能性があります。

また、外部からの不正な手段による侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等により重要なデータの消失や不正に入手される可能性があります。

このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報の管理について

当社グループ各事業の遂行過程において、エンドユーザの個人情報を取り扱う可能性があります。

この点に関しましては、情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を受ける等、社内管理を徹底しておりますが、万一これらの情報が社外に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜につながる恐れがあり、結果として当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 投資について

当社グループはビジネス展開を補完することを目的に買収、子会社設立、資本業務提携を進めております。

投資の際には事前にリスクとリターンを評価し実行しておりますが、投資先の事業の状況が当社の業績に与える影響を確実に予測するのは困難であり、投資先の事業の進捗状況によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 「継続企業の前提に関する事項」について

当社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、株式会社コネクテクノロジーズにおける前事業年度において415百万円、当社グループにおける当連結会計年度において353百万円の大幅な営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも275百万円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況の解消を図るべく当社として対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社事業に支障を来す可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

- (1) 株式会社コネクトテクノロジーは平成22年11月26日開催の定時株主総会において、株式移転により完全親会社となる持株会社「株式会社コネクトホールディングス」（当社）を設立することが承認可決され、平成23年3月1日に当社を設立いたしました。
- (2) 当社は、平成23年3月31日開催の取締役会において、株式会社オゾンネットワークが所有する株式会社S B Yの株式を発行済株式総数の100%を取得すること、及び同日付でS B Y社においてオゾンネットワーク社のS B Y事業を譲受けることを決議し、同日付にて実行いたしました。
- (3) 当社は平成23年6月1日付で、当社の子会社である株式会社コネクトテクノロジーが保有する株式会社ガットの無担保転換社債型新株予約権付社債を金30,000千円にて譲受け、当該社債の株式転換を実施し発行済株式総数の75%を取得することで、同社を子会社化いたしました。
- (4) 株式会社S B Y及び株式会社ガットにおいては、第2四半期末時点において当初事業計画以上の結果を残せていることが判明するとともに、グループ全体の月次収益を早期に黒字に転換させるためには両社の更なる収益向上策を実施することが必要であると判断し、株式会社ガットを存続会社として、若者向け商業施設に出店するなどし、全国で5店舗展開中の株式会社S B Yを統合し、存続会社である株式会社ガットの商号を株式会社S B Yとすることにより、知名度の向上並びに対外的な信用力が増し、収益向上が期待できるものとして平成24年3月1日付で両社を合併いたしました。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

合併の方法

ガットを吸収合併存続会社とし、S B Yを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式をとり、S B Yは解散します。

合併に際して発行する株式及び割当

合併当事者会社はいずれも当社共通支配下にあるため、合併による新株式の発行及び合併対価の交付はなく、合併比率の取り決めはありません。

合併の期日

平成24年3月1日

引継ぎ資産・負債の状況

株式会社ガットは、平成24年3月1日現在の株式会社S B Yの貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に到るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継ぎいたします。

資産	金額（千円）	負債	金額（千円）
流動資産	149,684	流動負債	243,939
固定資産	178,125	固定負債	2,000
資産合計	327,809	負債合計	245,939

吸収合併存続会社となる会社の概要

商号 株式会社S B Y（株式会社ガットから株式会社S B Yに商号変更）

代表者 代表取締役 西谷 岳

事業内容 雑貨小売・服飾製造・企画制作

本店所在地 東京都港区六本木6-1-24

支店所在地 岐阜県岐阜市光明町2-5

資本金 2,500万円

決算期 8月31日

株主 株式会社コネクトホールディングス100%

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

6【研究開発活動】

< 第1期連結会計年度（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）>

当連結会計年度のシステムソリューション事業及びサービス事業において、携帯電話システム及び非接触型ICシステム等の研究開発を主な目的とし、携帯電話の非接触IC機能を利用した認証、決済システムへの展開を課題として総勢13名の研究開発体制により研究開発を行なってまいりました。無線ネットワークに関する研究開発のほか、携帯電話サイト開発用ソフトウェアパッケージや3G携帯電話向け動画変換システムを利用した応用ソフトウェアパッケージ等の開発にも取り組みましたが成果としてお客様に提供できたものではありませんでした。今期の研究開発を継続発展させることにより今後新たなサービスの提供や開発体制の効率化向上に寄与していくものと考えております。

これらの結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は3,586千円となりました。

< 第2期第2四半期連結累計期間（自平成23年9月1日至平成24年2月29日）>

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、0百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

< 第1期連結会計年度（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）>

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社は平成23年3月1日に単独株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズの完全親会社として設立されました。当社グループは、当連結会計年度より設立第1期として有価証券届出書を作成しているため、前期比較についての記載は行っておりません。

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、当社を持株会社とする当社グループの新たな構築において、既存のシステムソリューション事業に加え、エンドユーザーに直結する事業領域の拡大によるサービス事業の強化、及びエンタテインメント事業の立ち上げを図り、総合ITソリューションカンパニーの構築に向けた事業の拡大を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度において、売上高は893百万円、経常損失は423百万円、当期純損失は438百万円となりました。

事業別の分析は、第2【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績の項目をご参照ください。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、従来の株式会社コネクトテクノロジーズにおけるシステムソリューション事業及びサービス事業から、総合ITソリューションカンパニーとして新たな事業領域におけるエンタテインメント事業の展開を図ることにより、収益構造の転換を図っております。

エンタテインメント事業においては、平成23年3月15日に、当社グループにおける既存事業とのシナジー効果を見込んで、映像・音楽などの番組コンテンツの配信、アプリケーションの提供、またイベント企画、キャストイング、プロダクション業務など幅広いエンタテインメント業務の展開を行う株式会社ゲットバック・エンタテインメントを設立いたしました。

平成23年3月31日に、当社グループにおける既存事業とのシナジー効果を見込んで、SHIBUYA109におけるテナント事業（最新ランキング・飲食・物販サービスの提供）及び独自商品の販売（委託商品販売及び商品企画手数料収入）を軸に、その他マーケティング業務・WEBサイトの運営・イベントの企画・運営を行う株式会社SBYを子会社化いたしました。

平成23年6月1日に、当社グループにおける既存事業とのシナジー効果を見込んで、ファッションEコマースサイトやカタログを中心とした通信販売を展開し、若年層の女性に対して、ドレスやアクセサリなどの販売による事業展開を行う株式会社ガットを子会社化いたしました。

引き続き、次期連結会計年度においては平成23年9月13日に、当社グループにおけるエンタテインメント事業の新たな領域として、フードビジネス部門を他プライベートブランド保有の事業者をターゲットにしたOEMによるスイーツ製造卸やコンサルティングを主眼に置いた事業としての展開を行う株式会社DLCを設立いたしました。

また事業領域のさらなる拡大のために、平成23年9月15日には、株式会社コネクトテクノロジーズにおいて、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理（見える化）サービスを行う、ITを駆使した環境エネルギー事業を展開することいたしました。

これらを踏まえ、当社グループのシナジー強化における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、総合ITソリューションカンパニーとして、様々なITソリューションを提供できる企業を目指していく方針であります。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における総資産は839百万円、総負債は597百万円となりました。内訳は以下の通りです。

(流動資産)

現金及び預金が86百万円、受取手形及び売掛金が92百万円、商品及び製品が113百万円となったこと等により、流動資産は390百万円となりました。

(固定資産)

有形固定資産が59百万円、無形固定資産が209百万円、投資その他の資産が178百万円となったこと等により、固定資産は448百万円となりました。

(流動負債)

短期借入金が172百万円、1年内返済予定の長期借入金が34百万円、買掛金が67百万円、未払金が179百万円となったこと等により、流動負債は490百万円となりました。

(固定負債)

長期借入金が96百万円となったこと等により、固定負債は106百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は242百万円となり、自己資本比率が28.8%、1株当たり純資産額が5.13円となりました。

(4) 資金の流動性及び資金の源泉について

(キャッシュ・フローの状況)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、80百万円となりました。

また、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失435百万円等の減少要因があったものの、仕入債務の増加額48百万円、未払金の増加額90百万円等の増加要因により、営業活動による資金の減少は275百万円となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に事業譲受による支出200百万円等の減少要因により、投資活動による資金の減少は213百万円となっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に、株式の発行による収入304百万円、新株予約権付社債の発行による収入185百万円、短期借入金の増加額89百万円等の増加要因により、財務活動による資金の増加は565百万円となっております。

(5) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するための対応策

当社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、株式会社コネクトテクノロジーズにおける前事業年度において415百万円、当社グループにおける当連結会計年度において353百万円の大幅な営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも275百万円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

平成23年3月1日付けで持株会社体制への移行を行ったことにより、従来株式会社コネクトテクノロジーズが手掛けてきた4つの基幹事業(システムソリューション事業・サービス事業・コンサルティング事業・プロダクツ事業)を2つの基幹事業(システムソリューション事業・サービス事業)として、更なる集中を図ると同時に、改めて事業軸を明確にしております。

システムソリューション事業は、主に携帯端末を利用したシステム開発、サーバ構築などのソリューションを提供する事業で、株式会社コネクトテクノロジーズ創業からの既存事業でもあります。

また、同社が最も得意とする事業でもあるため、その蓄積されたノウハウも多いことから引き続き、競合他社との優位性が保てると判断しました。

サービス事業は、携帯端末に特化した付加価値サービスを提供する事業で、携帯端末をはじめとする成長分野をその対象としていることに加えサービスを提供する範囲が限定されないため、将来性、成長性という観点から収益性が高く見込めるものと判断しております。

これらに加え、既存事業とのシナジー効果を見込んで、現行の経営陣の得意分野であるエンタテインメント事業を3つ目の新たな事業軸とすることで、総合ITソリューションカンパニーにおけるグループ力の付加価値、独自性を高められると判断しました。

新たな事業軸であるエンタテインメント事業は、既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャスティング・プロダクション業務、及び映像・音楽などのコンテンツの制作など、いわゆるエンタテインメントソリューションを主眼に置いた事業であり、平成23年3月15日付での株式会社ゲットバック・エンタテインメントの設立、平成23年3月31日付での株式会社S B Yの子会社化、平成23年6月1日付での株式会社ガットの子会社化、また平成23年9月13日付での株式会社D L Cの設立により、収益拡大を図るための対策を講じております。

また、平成23年5月30日開催の取締役会、及び平成23年6月15日開催の臨時株主総会において、佐藤辰夫氏を割当先とする第三者割当により発行される新株式の募集についての議案が承認され、平成23年6月16日に320百万円の払込みがなされたことにより、キャッシュ・フローの改善を図っております。

これらを踏まえ、当社グループのシナジー強化における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、総合ITソリューションカンパニーとして、様々なITソリューションを提供できる企業を目指していく方針であり、全社をあげての黒字体質への転換を目指してまいります。

< 第2期第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日) >

(1) 当四半期連結累計期間の経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、欧州諸国を発端とする財政問題や急激な円高の進行等により、不安定な雇用情勢や設備投資の抑制など、回復力の乏しい状態で推移しました。また、国内経済は、東日本大震災による生産や調達への支障、その後の電力不足の影響から徐々に立ち直りつつあるものの、厳しい雇用環境や資源価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、長引く景気低迷から、消費者の購買意欲も改善の兆しが見えておりません。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、ソーシャルアプリの市場が急拡大している他、iPadやiPhone、Android端末等スマートフォンの普及が本格化してきており、モバイルコンテンツ関連市場を取り巻く環境は大きく変化している中で、サービス提供事業者間の競争激化による差別化のため、より高度なソリューション提供が要請されている状況にあります。

このような環境の中、当第2四半期連結累計期間におきましては、既存のシステムソリューション事業とともに、Eコマースを重視した物販事業の積極展開を図り、総合ITソリューションカンパニーの構築に向けた事業の拡大を展開しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は885百万円、経常損失は82百万円、四半期純損失は90百万円となりました。

事業別の分析は、第2[事業の状況]1[業績等の概要](1)業績の項目をご参照ください。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末から106百万円減少し、732百万円となりました。これは現金及び預金が61百万円減少したことなどによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末から14百万円減少し、582百万円となりました。これは有利子負債が68百万円増加する一方、未払金が69百万円減少したことなどによるものです。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末から91百万円減少し、150百万円となりました。これは利益剰余金が90百万円減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、20百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失89百万円、未払金の減少額42百万円等の減少要因と、売上債権の減少額36百万円等の増加要因により、営業活動による資金の減少は76百万円となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、事業譲受による支出30百万円、子会社株式の取得による支出15百万円等の減少要因により、投資活動による資金の減少は47百万円となっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入50百万円、短期借入金の増加額45百万円等の増加要因により、財務活動による資金の増加は68百万円となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するための対応策

当社グループは、前連結会計年度において353百万円、当第2四半期連結累計期間において99百万円の営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスも継続していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

当期におきましては、事業セグメントをシステムソリューション事業、環境エネルギー事業、物販事業、エンタテインメント事業の4つの基幹事業に再構築しております。

システムソリューション事業は、顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築、携帯電話向けソフトウェアの検証請負等ソリューションを提供、また、エンドユーザーに向けての直接通信サービスの提供、自社コンテンツによる課金サービス等を展開する事業で、株式会社コネクトテクノロジーズ創業からの既存事業として、同社において展開しております。

環境エネルギー事業は、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理(見える化)サービスを行う事業で、新たな事業基盤としての安定した収益基盤とさせるべく、株式会社コネクトテクノロジーズにおいて展開しているものの、リース・レンタル・ファンド資金の導入における金融機関等との協議が大幅に遅れ、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売に営業力を集中させるなどの事業計画の見直しが必要となっております。

物販事業は、Eコマースの展開に既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販及び企画プロデュースを、株式会社ガット及び株式会社S B Yにおいて展開しております。

当事業につきましては、当社グループにおける収益の要となっておりますが、一層の高収益体制の構築に取り組むために、平成24年3月1日付けで株式会社ガットを存続会社として株式会社S B Yに商号変更し、株式会社S B Yを吸収することによる組織再編を行います。

また、当社グループの黒字化施策を確実なものとするために、収益計画が未達であった株式会社ゲットバック・エンタテインメントは、大幅な事業計画の見直しを行いません。

これらを踏まえ、当社グループのシナジー強化における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、総合ITソリューションカンパニーとして、様々なITソリューション提供できる企業を目指していく方針であり、全社をあげての黒字体質への転換を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は42,313千円となりました。その主な内容としては、当社の事務所移転による建物附属設備18,410千円、株式会社コネクテクノロジーズのサービス事業における自社利用ソフトウェア12,575千円等の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1)提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェ ア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全社(共通)	本社事務所	17,026	1,705	-	-	18,732	11 (1)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	月額賃借料(税抜)
本社 (東京都港区)	全社(共通)	本社事務所	3,015千円

(2)国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員 数
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェ ア	無形リー ス資産	その他	合計	
株式会社 コネクテクノ ロジーズ	本社 (東京都港区)	システムソ リューション 事業 サービス事業	開発設備等	-	1,940	12,438	-	5,380	19,760	26 (6)
株式会社 SBY	本社・店舗 (東京都港区 他)	エンタテイン メント事業	事務所・ 店舗	22,087	14,820	3,934	-	-	40,842	29 (37)
株式会社 ガット	本社 (岐阜県岐阜 市)	エンタテイン メント事業	本社 倉庫	677	960	3,233	10,002	374	15,247	8 (12)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	月額賃借料(税抜)
本社 (岐阜県岐阜市)	エンタテインメント事業	本社 倉庫	830千円

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,000,000
計	184,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,204,224	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	47,204,224	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクテクノロジーズにおいて発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権を承継しており、その内容は次のとおりであります。

株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権

	最近事業年度末現在 (平成23年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	134	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。	普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,600(注)3	120,600(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,003(注)3	240,003(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成25年7月23日まで	平成23年3月1日から 平成25年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 240,003 資本組入額 120,002(注)3	発行価格 240,003 資本組入額 120,002(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分が不可	譲渡、質入その他一切の処分が不可
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、各対象者により付与される新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、本項による調整は、当該株式分割又は株式併合の時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使により発行した株式の数を減じている。

なお、平成15年11月27日及び平成16年7月20日をもってそれぞれ株式の分割(1:3)を行ったことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されている。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使にあたっては下記の条件に従うものとする。

新株予約権は全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

当社普通株式に係る株式が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

- (2) 新株予約権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株予約権を喪失する。
 - 対象者が新株予約権の行使期間到来前に死亡したとき。
 - 対象者が破産宣告を受けた場合。
- (3) このほかの条件等については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

株式会社コネクトホールディングス第2回新株予約権

	最近事業年度末現在 (平成23年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。	普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)3	3,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	564,624(注)3	564,624(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成26年11月25日まで	平成23年3月1日から 平成26年11月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 564,624 資本組入額 282,312(注)3	発行価格 564,624 資本組入額 282,312(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分が不可	譲渡、質入その他一切の処分が不可
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、各対象者により付与される新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、本項による調整は、当該株式分割又は株式併合の時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使により発行した株式の数を減じている。
なお、平成15年11月27日及び平成16年7月20日をもって、それぞれ株式の分割(1:3)を行ったことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されている。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使にあたっては下記の条件に従うものとする。

新株予約権は全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

当社普通株式に係る株式が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場されていることを要する。

(2) 新株予約権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株予約権を喪失する。

対象者が新株予約権の行使期間到来前に死亡したとき。

対象者が破産宣告を受けた場合。

(3) このほかの条件等については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年3月1日 (注)1	12,384,600	12,384,600	10,000	10,000	-	-
平成23年3月1日～ 平成23年8月31日 (注)2	2,819,624	15,204,224	60,000	70,000	60,000	60,000
平成23年6月16日 (注)3	32,000,000	47,204,224	160,000	230,000	160,000	220,000

(注)1. 発行済株式総数及び資本金の増加は、会社設立によるものであります。

2. 無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。

3. 平成23年6月16日を払込期日とする有償第三者割当増資による増加であります。

発行価格 10円
資本組入額 5円
割当先 佐藤辰夫氏

(5) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	8	34	10	8	5,480	5,541	-
所有株式数（単元）	-	23	2,112	2,193	504	39	467,167	472,038	424
所有株式数の割合（％）	-	0.00	0.44	0.46	0.10	0.00	98.96	100.00	-

（注）上記は、平成24年3月31日最終の株主名簿が確定していないことにより、提出日の前月末現在のもではなく、第2四半期末である平成24年2月29日最終の株主名簿によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成24年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
佐藤 辰夫	名古屋市熱田区	32,000,000	67.79
堀口 利美	東京都港区	3,940,400	8.34
西谷 茂樹	千葉県市川市	573,300	1.21
桑野 博一	大阪府豊中市	421,900	0.89
中村 美代子	愛知県愛知郡東郷町	218,700	0.46
巻幡 俊	広島県尾道市	215,900	0.45
山縣 刀茂子	京都市北区	181,000	0.38
山内 和男	名古屋市西区	180,000	0.38
堀口 詩穂	東京都港区	173,300	0.36
山内 和男	名古屋市西区	170,000	0.36
計	-	38,074,500	80.65

（注）上記は、平成24年3月31日最終の株主名簿が確定していないことにより、提出日の前月末現在のもではなく、第2四半期末である平成24年2月29日最終の株主名簿によるものであります。

なお、大株主第8位並びに第10位に同じ株主名である山内和男氏の記載がありますが、株主名簿においては登録住所が異なっており、別の株主として登録されているため上記のとおり記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,203,800	472,038	普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 424	-	-
発行済株式総数	47,204,224	-	-
総株主の議決権	-	472,038	-

(注) 上記は、平成24年4月30日最終の株主名簿が確定していないことにより、提出日の前月末現在のものではなく、第2四半期末である平成24年2月29日最終の株主名簿によるものであります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりであります。

株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	平成15年7月24日開催の臨時株主総会(注)1
付与対象者の区分及び人数	従業員2名、社外協力者6名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. (株)コネクテクノロジーズ第2回新株予約権の決議年月日であります。

2. 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

株式会社コネクホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	平成16年11月25日開催の第5期定時株主総会(注)1
付与対象者の区分及び人数	従業員1名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.(株)コネクテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。

2.本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を常に重要課題として考えており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。今後ともその認識には変わりはありません。経営環境は非常に厳しい状態が続いておりますが、当社グループの競争力を向上させ、企業価値ひいては株主の皆様の利益の最大化を実現すべく、さらに努力してまいり所存であります。

そのうえで安定的な利益が計上できるようになった時点で、業績を勘案しつつ利益配分策を検討してまいり所存であります。

当社の、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当期につきましては、当期純損失を計上しているとともに利益剰余金も大幅なマイナスであるため、無配とさせていただきます。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	株式会社コネクトテクノロジーズ 第8期	株式会社コネクトテクノロジーズ 第9期	株式会社コネクトテクノロジーズ 第10期	株式会社コネクトテクノロジーズ 第11期	株式会社コネクトホールディングス 第1期
決算年月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月	平成23年8月
最高(円)	296,000	92,000	55,000	20,000	139
最低(円)	59,100	11,000	10,760	5,900	36

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

なお、当社は平成23年3月1日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については、当社の完全子会社である株式会社コネクトテクノロジーズの株価を記載しております。

2. 当社は平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズより株式移転の方法により新設された持株会社であり、株式移転において、株式会社コネクトテクノロジーズの普通株式1株につき当社の普通株式100株を割当てております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年11月	12月	平成24年1月	2月	3月	4月
最高(円)	68	76	67	63	65	62
最低(円)	55	56	59	59	55	51

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	最高経営責任者(CEO)	堀口 利美	昭和36年12月5日生	平成13年9月 株式会社ブラティア 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役 平成22年8月 株式会社コネクトテクノロジーズ 代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO) 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジーズ 代表取締役社長兼最高責任者(CEO) 平成23年2月 株式会社ガット 取締役 平成23年3月 当社設立 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)(現任) 平成23年3月 株式会社ゲットバック・エンタテインメント 取締役 平成23年5月 株式会社S B Y 取締役会長 平成23年6月 株式会社ガット 取締役会長(現株式会社S B Y:現任) 平成23年9月 株式会社D L C 取締役会長 平成23年11月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役会長(現任) 平成23年12月 株式会社D L C 取締役(現任)	(注)3	3,940,400株
取締役	最高財務責任者(CFO)兼経営管理本部長	長倉 統己	昭和42年12月15日生	平成15年12月 オレガ株式会社 代表取締役 平成20年6月 株式会社コネクトテクノロジーズ 入社 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役最高財務責任者(CFO)兼経営管理統括本部長(現任) 平成23年2月 株式会社ガット 監査役 平成23年3月 当社設立 取締役最高財務責任者(CFO)兼経営管理本部長(現任) 平成23年3月 株式会社ゲットバック・エンタテインメント 監査役 平成23年5月 株式会社S B Y 取締役 平成23年6月 株式会社ガット 取締役(現株式会社S B Y:現任) 平成23年9月 株式会社D L C 取締役	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	-	赤尾 泰明	昭和42年11月24日生	平成2年4月 株式会社東芝 入社 平成3年4月 東芝EMI株式会社 入社 平成19年1月 株式会社ピタースウィート ミュージック設立 代表取締役 平成23年3月 当社設立 取締役(現任) 平成23年3月 株式会社ゲットバック・エンタ テインメント 代表取締役(現 任)	(注)3	-
取締役	-	佐藤 辰夫	昭和27年9月5日生	昭和54年8月 株式会社サンリオ(現株式会社 エスアンドビー)設立 代表取締 役 昭和55年10月 有限会社ブレーン設立 代表取締 役 平成6年6月 有限会社ブレーン 取締役(現 任) 平成23年11月 当社 取締役(現任)	(注)4	32,000,000株
監査役 (常勤)	-	大森 勲	昭和18年2月1日生	昭和41年4月 日本メモレックス 入社 昭和51年2月 株式会社藤田商店 入社 平成19年5月 東和興産株式会社 代表取締役 (現任) 平成22年10月 株式会社コネクトテクノロジ ーズ 仮監査役 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジ ーズ 監査役 平成23年3月 当社設立 監査役(現任)	(注)5	-
監査役	-	水品 靖芳	昭和49年10月6日生	平成12年10月 千代田国際公認会計士共同事務 所 入所 平成18年1月 小谷野公認会計士事務所 入所 平成22年6月 オリオン税理士法人設立 代表社 員(現任) 平成22年10月 株式会社コネクトテクノロジ ーズ 仮監査役 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジ ーズ 監査役 平成23年3月 当社設立 監査役(現任)	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
監査役	-	大松澤 清隆	昭和28年9月2日生	昭和52年4月 日本発条株式会社 入社 昭和55年12月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 平成14年8月 プラネックスコミュニケーションズ株式会社 入社 平成16年11月 株式会社コネクトテクノロジーズ 監査役 平成18年10月 韓国ソフトウェア振興院(現 韓国情報通信国際協力振興院) 諮問委員(現任) 平成23年3月 当社設立 監査役(現任)	(注)5	-
計						35,940,400株

- (注) 1. 取締役佐藤辰夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、当社設立の平成23年3月1日から平成24年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 増員として平成23年11月29日開催の定時株主総会終結の時から就任したため、当社定款の定めに従い、他の在任取締役の任期満了の時(平成24年8月期に係る定時株主総会の終結の時)までであります。
5. 監査役の任期は、当社設立の平成23年3月1日から平成26年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は変化の早い事業環境にあって、経営の健全性と迅速な意思決定の両立を実現し、企業価値を継続的に増大させるためには、コーポレート・ガバナンスの整備と強化が重要な課題であると考えております。

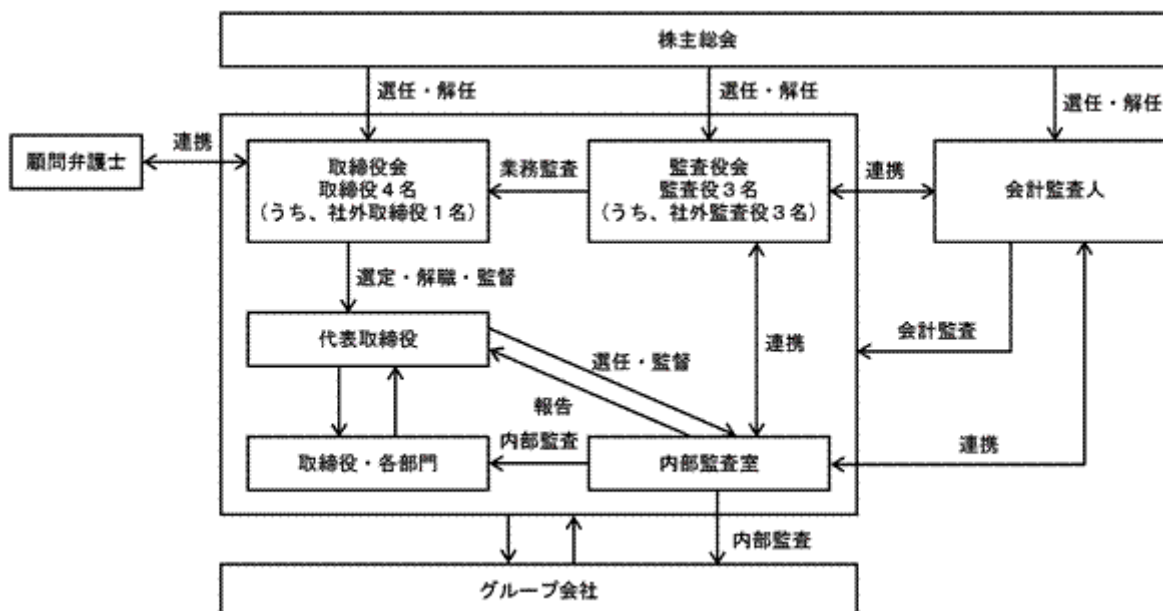
ロ．企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。取締役会は提出日現在、社外取締役1名を含む取締役4名から構成されており、監査役会につきましては、監査役3名全員が社外監査役であり、取締役の業務遂行を監督しております。

当社は透明性の高い経営や、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を維持するため、監査役には毎月開催の取締役会のほか、臨時に開催する取締役会においても参加を要請しており、十分な議論の上、迅速な意思決定ができる体制の確立を図っております。一方コンプライアンスに関しましては、顧問弁護士、監査法人等の社外専門家と密接な関係を保ち、経営に法的な統制が働く仕組みを構築しております。

以上の施策とあわせ、監査役機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能を強化することによって、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化等が図れるものと考えております。

(経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況)



内部監査及び監査役監査の状況

監査役は監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針及び監査計画などに従い監査業務を行っております。監査役は内部監査室、経営管理本部等、内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施するなどして内部統制の実施状況を把握しております。

監査役は監査の他に、合法性と合理性の観点から、内部監査を実施する組織として内部監査室を設置し、3名が在籍しております。業務の効率性改善や不正取引の発生防止等を目的に内部監査を計画的に実施しております。

監査役は、監査計画策定時、四半期レビュー時、期末監査時に会計監査人と会合をもち、契約書、報告書の説明を聴取し、受領するとともに意見交換を行っております。また、会計監査人監査への監査役立会を実施しております。

なお、監査役は選任にあたっては財務・会計に関する知見を考慮しており、また、社外監査役は選任においては独立性を考慮しております。

常勤監査役大森勲は株式会社藤田商店の最高財務責任者を務めるなどしており、監査役水品靖芳はオリオン税理士法人の代表社員を務めるなどしております。また、監査役大松澤清隆は株式会社コネクテクノロジーズの社外監査役を長年務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、当社の社外監査役としての実績と経験も有しております。

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制の基本方針として、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

業務執行の監査につきましては、監査役3名が経営トップと積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を随時行い、会社の業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っています。

内部監査室3名（内1名兼務）は、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。

社外取締役及び社外監査役

経営監視機能の客観性・中立性が高まるとの判断から、社外取締役1名による監視及び社外監査役3名による監査を行っており、独立性を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を十分に果たしていると考えております。また、取締役会及び監査役会の他、内部監査室及び会計監査人を連携させることにより、企業統治の強化及び経営の透明性・公正性・迅速性の向上を図ることができると考えております。上記の現行体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しておりますが、今後もさらなる体制強化に努めてまいります。

社外取締役である佐藤辰夫氏は、株式会社サンリオ（現株式会社エスアンドピー）や有限会社ブレーンの設立代表取締役を務めるなど、実践した経営ノウハウ等の専門的見地からの知識及び経験が豊富であり取締役会にて意見を述べるなどしております。

なお、社外取締役佐藤辰夫氏は、親族が代表を務める有限会社ブレーンの筆頭株主であり、当社は有限会社ブレーンから資金の借入を行っております。

常勤監査役大森勲氏は、株式会社藤田商店の最高財務責任者を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり取締役会にて意見を述べるなどしております。

なお、常勤監査役大森勲氏は、東和興産株式会社の代表取締役社長であります。当社と東和興産株式会社との間には特別の関係はありません。

また、当社と常勤監査役大森勲氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他において特別の関係はありません。

監査役水品靖芳氏は、オリオン税理士法人の代表社員を務めるなど、企業会計における専門的見地からの知識及び経験が豊富であり取締役会にて意見を述べるなどしております。

なお、監査役水品靖芳氏は、オリオン税理士法人の代表社員であります。当社とオリオン税理士法人の間には特別の関係はありません。

また、当社と監査役水品靖芳氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他において特別の関係はありません。

監査役大松澤清隆氏は、株式会社コネクテクノロジーズの社外監査役を長年務めるなど、IT企業における監査体制等の専門的見地からの知識及び経験が豊富であり取締役会にて意見を述べるなどしております。

なお、監査役大松澤清隆氏は、韓国ソフトウェア振興院の諮問委員であります。当社と韓国ソフトウェア振興院の間には特別の関係はありません。

また、当社と監査役大松澤清隆氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他において特別の関係はありません。

会計監査の状況

当社は北摂監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであり、その他公認会計士1名、その他2名が補助者として監査業務に携わっております。

指定社員 業務執行社員 田中 隆之

指定社員 業務執行社員 重富 公博

コーポレート・ガバナンス充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社は、平成23年3月1日に株式会社コネクテクノロジーズより単独株式移転の方法によって純粋持株会社として設立されました。そのため、株式会社コネクテクノロジーズでの平成18年5月31日開催の取締役会において決定した、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同第3項に基づき、業務運営を適正、かつ、効率的に行うことを確保するために内部統制システム構築の基本方針を承継しております。

なお、本方針は法令の改正及び社会情勢の変化等に対応するため、適宜見直しを行い、改善を図ることにより、適法、かつ、効率的な企業体制を構築するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを実施しております。

リスク管理体制の整備状況

当社では、全社的なコンプライアンス体制の強化を経営上の重要課題と認識し、倫理や法令遵守に基づいた行動規範及びコンプライアンス規程並びにリスク管理規程を策定し、社内全体にコンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントの推進体制を構築しております。

取締役の定数及び選任の決議要件

当社は、取締役の員数を8名以内とする旨を定款に定めております。

また、株主総会における取締役選任決議の定足数の確保を確実にするため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、取締役選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を可能にすることを目的とするものであります。

また、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

役員報酬

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	13,300	13,300	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	2,100	2,100	-	-	-	4

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 平成23年3月1日設立時の定款附則第2条において、会社成立の日から最初の定時株主総会終了の時まで、取締役は年額100,000千円以内、監査役は年額60,000千円以内と定められております。

3. 上記の報酬等の総額は、当社設立日である平成23年3月1日から平成23年8月31日までの報酬等の総額であります。

ロ．役員の報酬額又は算定方式の決定に関する方針及び決定方法

当社の取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

なお、当社は役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

当社について以下のとおりであります。

1. 保有目的が純投資目的以外の投資株式の銘柄数及び貸借対照表上の計上額の合計額
該当事項はありません。
2. 保有目的が純投資目的以外の上場投資株式
該当事項はありません。
3. 保有目的が純投資目的である投資株式の当事業年度における貸借対照表上の計上額の合計額、受取配当金及び売却損益並びに評価損益の合計額
該当事項はありません。
4. 保有目的を変更した投資株式
該当事項はありません。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社コネクトテクノロジーについて以下のとおりであります。

1. 保有目的が純投資目的以外の投資株式の銘柄数及び貸借対照表上の計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
13銘柄	122,368千円

2. 保有目的が純投資目的以外の上場投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)フォント・ホールディングス	281	2,023	関係強化のため

3. 保有目的が純投資目的である投資株式の当事業年度における貸借対照表上の計上額の合計額、受取配当金及び売却損益並びに評価損益の合計額

該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	11,500	-
連結子会社	9,500	-
計	21,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (4) 当社は平成23年3月1日に設立されたため、前連結会計年度及び前事業年度に係る記載はしておりません。
なお、当連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社コネクテクノロジーズの財務諸表を引き継いでおります。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成22年9月1日から平成23年8月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)の財務諸表について北摂監査法人により監査を受けております。
なお、当社の監査人は、年度中に堂島監査法人から北摂監査法人に異動しております。
当該異動については臨時報告書を提出しております。
臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任する監査公認会計士等

名称 北摂監査法人

所在地 兵庫県芦屋市西山町11番17号

退任する監査公認会計士等

名称 堂島監査法人

所在地 大阪市西区江戸堀1丁目1番11号

(2) 異動年月日

平成23年6月20日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士となった年月日

平成23年3月1日

当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクテクノロジーズにおける就任年月日は平成22年8月18日であります

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制報告書における意見等に関する事項

当社は平成23年3月1日に設立しているため、直近3年間に作成した監査報告書等はありません。

また、当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクテクノロジーズにおいては適正意見を受領しており、該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等である堂島監査法人より、堂島監査法人側の事情により会計監査人を辞任したい旨の申し出があり、当社において慎重に検討した結果、当該申し出を受け入れ、当社監査役会は、北摂監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

北摂監査法人からは、当社の一時会計監査人への就任を承諾する旨の内諾を受けております。

なお、退任にあたり堂島監査法人からは、十分な引継ぎがなされる旨の確約をいただいております。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

(7)退任する監査公認会計士等が(6)の意見を表明しない理由及び当社が退任する監査公認会計士等に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の主催するセミナーや監査法人等が主催するセミナー等にも参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成23年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		86,668
受取手形及び売掛金		92,380
商品及び製品		113,188
仕掛品		10,075
未収入金		53,439
その他		59,641
貸倒引当金		24,790
流動資産合計		390,603
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		45,168
減価償却累計額		5,377
建物及び構築物（純額）		39,791
工具、器具及び備品		53,670
減価償却累計額		34,242
工具、器具及び備品（純額）		19,427
その他		488
その他（純額）		488
有形固定資産合計		59,706
無形固定資産		
のれん		172,523
リース資産		10,002
その他		27,370
無形固定資産合計		209,897
投資その他の資産		
投資有価証券		122,368
長期未収入金		145,909
長期貸付金		30,000
敷金及び保証金		54,263
その他		2,309
貸倒引当金		175,909
投資その他の資産合計		178,941
固定資産合計		448,545
資産合計		839,148

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成23年8月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	67,888
1年内返済予定の長期借入金	34,527
短期借入金	172,612
未払金	179,295
リース債務	2,431
未払法人税等	967
その他	33,211
流動負債合計	490,933
固定負債	
長期借入金	96,278
リース債務	8,274
繰延税金負債	649
その他	1,000
固定負債合計	106,202
負債合計	597,135
純資産の部	
株主資本	
資本金	230,000
資本剰余金	7,529,231
利益剰余金	7,518,138
自己株式	-
株主資本合計	241,093
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	919
その他の包括利益累計額合計	919
少数株主持分	-
純資産合計	242,013
負債純資産合計	839,148

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成24年2月29日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	25,093
受取手形及び売掛金	56,254
商品及び製品	136,585
仕掛品	5,878
未収入金	42,374
その他	51,776
貸倒引当金	25,659
流動資産合計	292,303
固定資産	
有形固定資産	66,527
無形固定資産	
のれん	163,596
リース資産	8,783
その他	23,283
無形固定資産合計	195,663
投資その他の資産	
投資有価証券	117,064
長期未収入金	145,909
長期貸付金	34,190
敷金及び保証金	54,263
その他	2,754
貸倒引当金	175,934
投資その他の資産合計	178,248
固定資産合計	440,439
資産合計	732,743
負債の部	
流動負債	
買掛金	57,210
短期借入金	217,632
1年内返済予定の長期借入金	47,529
未払金	109,600
リース債務	2,486
未払法人税等	1,914
その他	29,069
流動負債合計	465,443
固定負債	
長期借入金	108,157
リース債務	7,017
その他	2,000
固定負債合計	117,174
負債合計	582,617

(単位:千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成24年2月29日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	230,000
資本剰余金	7,529,231
利益剰余金	7,609,106
株主資本合計	150,125
純資産合計	150,125
負債純資産合計	732,743

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
売上高	893,531
売上原価	403,667
売上総利益	489,863
販売費及び一般管理費	1, 2 843,777
営業損失 ()	353,913
営業外収益	
受取利息	641
受取配当金	0
出向負担金収入	7,267
雑収入	2,321
営業外収益合計	10,230
営業外費用	
支払利息	6,657
社債利息	1,840
貸倒引当金繰入額	26,220
支払手数料	37,465
その他	7,156
営業外費用合計	79,339
経常損失 ()	423,023
特別利益	
投資有価証券売却益	3,999
貸倒引当金戻入額	237
特別利益合計	4,236
特別損失	
固定資産除却損	3 516
減損損失	4 4,063
特別退職金	3,950
事務所移転費用	8,321
貸倒引当金繰入額	86
特別損失合計	16,938
税金等調整前当期純損失 ()	435,725
法人税、住民税及び事業税	2,673
法人税等合計	2,673
少数株主損益調整前当期純損失 ()	438,398
当期純損失 ()	438,398

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

当連結会計年度
(自 平成22年9月1日
至 平成23年8月31日)

少数株主損益調整前当期純損失()	438,398
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	772
その他の包括利益合計	772
包括利益	437,625
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	437,625
少数株主に係る包括利益	-

【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
売上高	885,934
売上原価	386,927
売上総利益	499,006
販売費及び一般管理費	598,232
営業損失()	99,226
営業外収益	
受取利息	321
為替差益	1,459
出向負担金収入	17,168
消費税免除益	6,520
雑収入	615
営業外収益合計	26,085
営業外費用	
支払利息	6,978
貸倒引当金繰入額	858
その他	1,038
営業外費用合計	8,875
経常損失()	82,016
特別利益	
投資有価証券売却益	770
特別利益合計	770
特別損失	
減損損失	4,926
投資有価証券評価損	3,280
特別損失合計	8,207
税金等調整前四半期純損失()	89,452
法人税等	1,515
少数株主損益調整前四半期純損失()	90,967
四半期純損失()	90,967

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	90,967
その他の包括利益	
其他有価証券評価差額金	919
その他の包括利益合計	919
四半期包括利益	91,887
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	91,887
少数株主に係る四半期包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	3,486,703
当期変動額	
新株の発行	260,000
株式移転による増加	3,516,703
当期変動額合計	3,256,703
当期末残高	230,000
資本剰余金	
前期末残高	3,755,362
当期変動額	
新株の発行	260,000
株式移転による増加	3,516,703
自己株式の消却	2,833
当期変動額合計	3,773,869
当期末残高	7,529,231
利益剰余金	
前期末残高	7,068,019
当期変動額	
当期純損失()	438,398
自己株式の消却	11,720
当期変動額合計	450,119
当期末残高	7,518,138
自己株式	
前期末残高	14,554
当期変動額	
自己株式の消却	14,554
当期変動額合計	14,554
当期末残高	-
株主資本合計	
前期末残高	159,492
当期変動額	
当期純損失()	438,398
新株の発行	520,000
当期変動額合計	81,601
当期末残高	241,093

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		146
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		772
当期変動額合計		772
当期末残高		919
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高		146
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		772
当期変動額合計		772
当期末残高		919
少数株主持分		
前期末残高		-
当期末残高		-
純資産合計		
前期末残高		159,638
当期変動額		
当期純損失()		438,398
新株の発行		520,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		772
当期変動額合計		82,374
当期末残高		242,013

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()		435,725
減価償却費		17,658
減損損失		4,063
のれん償却額		13,417
貸倒引当金の増減額(は減少)		25,621
受取利息及び受取配当金		642
支払利息		6,657
社債利息		1,840
固定資産除却損		516
投資有価証券売却損益(は益)		3,999
特別退職金		3,950
事務所移転費用		8,321
支払手数料		37,465
売上債権の増減額(は増加)		40,081
たな卸資産の増減額(は増加)		10,704
前払費用の増減額(は増加)		3,186
未収入金の増減額(は増加)		8,881
仕入債務の増減額(は減少)		48,043
未払金の増減額(は減少)		90,976
未払又は未収消費税等の増減額		3,836
その他		2,453
小計		236,934
利息及び配当金の受取額		744
利息の支払額		5,546
支払手数料の支払額		13,917
損害賠償金の支払額		600
法人税等の支払額		6,526
法人税等の還付額		114
特別退職金の支払額		3,950
事務所移転費用の支払額		8,444
営業活動によるキャッシュ・フロー		275,060

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	3,420
有価証券の取得による支出	30,200
有価証券の売却及び償還による収入	26,920
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 545
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 90,387
事業譲受による支出	3 200,000
有形固定資産の取得による支出	29,737
無形固定資産の取得による支出	17,666
短期貸付けによる支出	45,600
貸付金の回収による収入	13,000
敷金及び保証金の差入による支出	25,633
敷金及び保証金の回収による収入	9,339
投資活動によるキャッシュ・フロー	213,156
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(は減少)	89,346
長期借入金の返済による支出	12,840
株式の発行による収入	304,461
新株予約権付社債の発行による収入	185,496
リース債務の返済による支出	590
財務活動によるキャッシュ・フロー	565,874
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,995
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	72,661
現金及び現金同等物の期首残高	7,626
現金及び現金同等物の期末残高	1 80,288

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間

(自平成23年9月1日

至平成24年2月29日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失（ ）	89,452
減価償却費	14,656
減損損失	4,926
のれん償却額	18,927
貸倒引当金の増減額（ は減少）	893
受取利息及び受取配当金	321
支払利息	6,978
投資有価証券評価損益（ は益）	3,280
投資有価証券売却損益（ は益）	770
売上債権の増減額（ は増加）	36,125
たな卸資産の増減額（ は増加）	13,335
前払費用の増減額（ は増加）	4,593
未収入金の増減額（ は増加）	9,725
仕入債務の増減額（ は減少）	10,677
未払金の増減額（ は減少）	42,578
未払又は未収消費税等の増減額	5,514
その他	17,804
小計	69,317
利息及び配当金の受取額	56
利息の支払額	6,003
法人税等の支払額	992
法人税等の還付額	215
営業活動によるキャッシュ・フロー	76,042
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	6,840
定期預金の払戻による収入	9,000
子会社株式の取得による支出	15,000
子会社株式の売却による収入	5,000
事業譲受による支出	30,000
有形固定資産の取得による支出	7,792
無形固定資産の取得による支出	5,421
投資有価証券の売却による収入	1,234
貸付けによる支出	8,590
貸付金の回収による収入	12,000
その他	892
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,302

(単位:千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年9月1日
至平成24年2月29日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(は減少)	45,019
長期借入れによる収入	50,000
長期借入金の返済による支出	25,119
リース債務の返済による支出	1,201
財務活動によるキャッシュ・フロー	68,698
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,768
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	59,414
現金及び現金同等物の期首残高	80,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	20,873

【継続企業の前提に関する事項】

当連結会計年度
(自 平成22年9月1日
至 平成23年8月31日)

当社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、株式会社コネクトテクノロジーズにおける前事業年度において415,411千円、当社グループにおける当連結会計年度において353,913千円の大幅な営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも275,060千円のマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

平成23年3月1日付けで持株会社体制への移行を行ったことにより、従来株式会社コネクトテクノロジーズが手掛けてきた4つの基幹事業（システムソリューション事業・サービス事業・コンサルティング事業・プロダクツ事業）を2つの基幹事業（システムソリューション事業・サービス事業）として、更なる集中を図ると同時に、改めて事業軸を明確にしております。

システムソリューション事業は、主に携帯端末を利用したシステム開発、サーバ構築などのソリューションを提供する事業で、株式会社コネクトテクノロジーズ創業からの既存事業でもあります。

また、同社が最も得意とする事業でもあるため、その蓄積されたノウハウも多いことから引き続き、競合他社との優位性が保てると判断しました。

サービス事業は、携帯端末に特化した付加価値サービスを提供する事業で、携帯端末をはじめとする成長分野をその対象としていることに加えサービスを提供する範囲が限定されないため、将来性、成長性という観点から収益性が高く見込めるものと判断しております。

これらに加え、既存事業とのシナジー効果を見込んで、現行の経営陣の得意分野であるエンタテインメント事業を3つ目の新たな事業軸とすることで、総合ITソリューションカンパニーにおけるグループ力の付加価値、独自性を高められると判断しました。

新たな事業軸であるエンタテインメント事業は、既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャストイング・プロダクション業務、及び映像・音楽などのコンテンツの制作など、いわゆるエンタテインメントソリューションを主眼に置いた事業であり、平成23年3月15日付けでの株式会社ゲットバック・エンタテインメントの設立、平成23年3月31日付けでの株式会社S B Yの子会社化、平成23年6月1日付けでの株式会社ガットの子会社化、また平成23年9月13日付けでの株式会社D L Cの設立により、収益拡大を図るための対策を講じております。

また、平成23年5月30日開催の取締役会、及び平成23年6月15日開催の臨時株主総会において、佐藤辰夫氏を割当先とする第三者割当により発行される新株式の募集についての議案が承認され、平成23年6月16日に320,000千円の払込みがなされたことにより、キャッシュ・フローの改善を図っております。

これらを踏まえ、当社グループのシナジー強化における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、総合ITソリューションカンパニーとして、様々なITソリューションを提供できる企業を目指していく方針であり、全社をあげての黒字体質への転換を目指してまいります。

しかし、これらの対応策のうち、今後における戦略的かつ機動的な事業展開における売上高の確保は外部環境要因に依存する部分も大きく、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
1．連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 4社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>株式会社コネクテクノロジーズ</p> <p>株式会社ゲットバック・エンタテインメント</p> <p>株式会社S B Y</p> <p>株式会社ガット</p>
2．連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>3．会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p> <p>デリバティブ</p> <p>時価法</p> <p>たな卸資産</p> <p>イ．商品及び製品</p> <p>主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>ロ．仕掛品</p> <p>主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数</p> <p>建物及び構築物 3～18年</p> <p>工具、器具及び備品 2～15年</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年以内）、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>長期前払費用</p> <p>定額法を採用しております。</p>

項目	当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)
(3) 繰延資産の処理方法	<p>創立費 設立時に全額費用処理しております。</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>
(5) 重要な資産負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
(6) 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準	<p>株式会社コネクテクノロジーズの当連結会計年度中に着手した受注制作ソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。</p>
(7) のれんの償却方法及び償却期間	<p>のれんの償却については、原則としてその投資効果の発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。</p>
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>資金の範囲については、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資となっております。</p>
(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

当社は平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズより単独株式移転の方法によって、純粹持株会社(完全親会社)として設立されました。連結財務諸表は、当連結会計年度から作成しておりますので、該当事項はありません。

【追加情報】

当連結会計年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)	
(包括利益の表示に関する会計基準)	
当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成23年8月31日)	
受取手形割引高	1,028千円

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日)		
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。		
給与手当	200,463千円	
貸倒引当金繰入額	1,448千円	
支払手数料	141,862千円	
販売促進費	91,207千円	
2. 一般管理費に含まれる研究開発費は、3,586千円であります。		
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。		
建物及び構築物	516千円	
4. 減損損失		
当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。		
用途	種類	場所
事業用資産 (旧本社事務所)	建物附属設備	東京都新宿区

当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	
(減損損失の認識に至った経緯)	
旧本社事務所の固定資産については、事務所移転時に、資産を除却する予定であったため、当該資産の帳簿価額全額を減損損失として特別損失に4,063千円計上しております。	
(減損損失の金額)	
種類	金額
建物附属設備	4,063千円
(グルーピングの方法)	
当社は、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。	
(回収可能価額の算定方法等)	
旧本社事務所の固定資産については、除却予定であったことから、使用価値を零としております。	

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)

当連結会計年度が当社設立 1期目であるため、該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年 9月 1日 至平成23年 8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	12,384,600	34,819,624		47,204,224
合計	12,384,600	34,819,624		47,204,224
自己株式				
普通株式	-			-
合計	-			-

(注) 1. 当社は平成23年 3月 1日に設立しておりますので、前連結会計年度末株式数は、会社設立時の株式数になります。

2. 発行済株式の増加は、第三者割当増資(32,000,000株)及び新株予約権の権利行使(2,819,624株)によるものです。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在)	
現金及び預金勘定	86,668千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	6,380千円
現金及び現金同等物	80,288千円
2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳及び新規設立により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに株式会社S B Yを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社S B Yの取得価額と株式会社S B Yの株式取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。 (千円)	
㈱S B Y株式取得価額	1,000
㈱S B Yの現金及び現金同等物	454
差引: ㈱S B Yの株式取得による支出(純額)	545
新たに設立した株式会社ゲットバック・エンタテインメントを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。 (千円)	
㈱ゲットバック・エンタテインメント株式取得価額	5,000
㈱ゲットバック・エンタテインメントの現金及び現金同等物	5,000
差引: ㈱ゲットバック・エンタテインメントの株式取得による支出(純額)	-
株式の取得により新たに株式会社ガットを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社ガットの取得価額と株式会社ガットの株式取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。 (千円)	
㈱ガット株式取得価額	30,000
㈱ガット株式取得価額の内、当期支出額	-
㈱ガットの現金及び現金同等物	90,387
差引: ㈱ガットの株式取得による収入(純額)	90,387

当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	
3 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳	
当社の連結子会社である株式会社S B Yにおいて株式会社オゾンネットワークからの事業譲受により増加した資産及び負債の内訳は次のとおりであります。	
	(千円)
流動資産	60,800
固定資産	66,148
のれん	123,052
流動負債	50,000
差引：事業譲受による支出	200,000
4 重要な非資金取引の内容	
・ 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使	
新株予約権の行使による資本金の増加額	100,000千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	100,000千円
新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	200,000千円

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 8月31日)	
(借主側)	
1. ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
リース資産の内容	
無形固定資産	
ソフトウェアであります。	
リース資産の減価償却の方法	
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
2. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
重要性が乏しいため、注記を省略しております。	

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金については、主に運転資金及び設備投資資金として調達しており、償還日は最長で決算日後6年であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務については、主に設備投資資金として調達しており、償還日は最長で決算日後3年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプション及び通貨スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権について経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、リスクの早期把握及び軽減活動を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、主要金融機関とのみ取引を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経営管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	86,668	86,668	-
(2) 受取手形及び売掛金	92,380	92,380	-
(3) 未収入金	53,439	53,439	-
(4) 投資有価証券	2,023	2,023	-
(5) 長期貸付金	30,000		
貸倒引当金(*1)	30,000		
	-	-	-
(6) 長期末収入金	145,909		
貸倒引当金(*1)	145,909		
	-	-	-
資産計	234,510	234,510	-
(1) 買掛金	67,888	67,888	-
(2) 短期借入金	172,612	172,612	-
(3) 未払金	179,295	179,295	-
(4) 長期借入金(*2)	130,805	130,266	538
(5) リース債務(*3)	10,705	10,725	19
負債計	561,305	560,786	519
デリバティブ取引(*4)	9,507	9,507	-

(*1) 長期貸付金、長期末収入金に個別に計上している貸倒引当金をそれぞれ控除しております。

(*2) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) リース債務に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 長期貸付金、(6) 長期末収入金

長期貸付金及び長期末収入金の時価については、個別に信用リスクを見積もった回収見込額等により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

これらの時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
(1)非上場株式	120,345
(2)敷金及び保証金	54,263

(1) 非上場株式

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(2) 敷金及び保証金

敷金保証金については、市場価格がなく、預託期間を算定することが困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	86,668	-	-	-
受取手形及び売掛金	92,380	-	-	-
未収入金	53,439	-	-	-
合計	232,487	-	-	-

当初期日を遅延したものについては、償還期日が明確でないため、上表には含めておりません。

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

(有価証券関係)

当連結会計年度（平成23年8月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,023	477	1,545
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,023	477	1,545
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	2,023	477	1,545

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 120,345千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成22年9月1日至平成23年8月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	4,000	3,999	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	4,000	3,999	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度（自平成22年9月1日 至平成23年8月31日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

	種類	当連結会計年度 (平成23年8月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の 取引	通貨スワップ取引 買建 米ドル	379,169	-	5,513	5,513
	通貨オプション取引 売建 米ドル	10,160 (475)	-	474	474
	買建 米ドル	20,320 (1,456)	-	3,519	3,519
合計		409,649	-	9,507	9,507

(注) 1 時価の算出方法

取引金融機関から提示された価格によっております。

2 オプション取引の契約額の()内の金額はオプション料であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度（自平成22年9月1日 至平成23年8月31日）

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左
決議年月日	平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1	平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2
付与対象者の区分及び数	(株)コネクトテクノロジーズの取締役1名、従業員1名、社外協力者7名	(株)コネクトテクノロジーズの従業員1名、社外協力者2名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,600株	普通株式 13,000株
付与日	平成23年3月1日	平成23年3月1日
権利確定条件	該当事項はありません	同左
対象勤務期間	該当事項はありません	同左
権利行使期間	平成23年3月1日から 平成25年7月23日まで	平成23年3月1日から 平成26年11月25日まで

- (注) 1. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権の決議年月日でありませ
2. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。
3. 当社は平成23年3月1日をもって設立いたしましたので、設立時に承継した株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左
決議年月日	平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1	平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末(注)3	120,600	13,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	10,000
未行使残	120,600	3,000

- (注) 1. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権の決議年月日でありませ
2. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。
3. 当社は平成23年3月1日をもって設立いたしましたので、設立時に承継した株式数を記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	同左
決議年月日	平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1	平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2
権利行使価格(円)	267	5,647
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

- (注) 1. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権の決議年月日でありませ
2. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (平成23年8月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位 : 千円)	
繰延税金資産 (流動)	
貸倒引当金	10,159
たな卸資産評価損	3,027
売掛金	2,102
商品	1,892
その他	238
小計	17,420
評価性引当額	17,420
繰延税金資産 (流動) 合計	-
繰延税金資産 (固定)	
税務上の繰越欠損金	3,036,565
貸倒引当金	73,807
投資有価証券評価損	66,295
長期未収入金	37,444
減価償却超過額	2,840
減損損失	3,296
一括償却資産	2,386
小計	3,222,635
評価性引当額	3,222,635
繰延税金資産 (固定) 合計	-
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	649
繰延税金負債 (固定) 合計	649
繰延税金負債の純額	649
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
税金等調整前当期純損失のため、記載していません。	

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は平成23年3月1日設立のため、前連結会計年度に係る記載はしていません。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社であり、当社グループは当社とともに4社の子会社により構成されており、サービスの種類別に3つの事業セグメントを置き、それぞれ事業特性に応じた活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業部門を基礎としたセグメントから構成されており、「システムソリューション事業」、「サービス事業」、「エンタテインメント事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容	会社名
システムソリューション事業	主に、携帯電話を利用したサービスを実現するためのシステム開発、サーバ構築、運用等のソリューションを展開しております。	株式会社コネクトテクノロジーズ
サービス事業	主に、エンドユーザーに向けての直接通信サービスの提供、携帯電話向けソフトウェアの検証請負、自社コンテンツの立ち上げ、Eコマース等を展開しております。	株式会社コネクトテクノロジーズ
エンタテインメント事業	主に、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャストイング・プロダクション業務、及び映像・音楽などのコンテンツの制作等を展開しております。	株式会社S B Y 株式会社ゲットバック・エンタテインメント 株式会社ガット

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベース（のれん償却前）の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度（自平成22年9月1日 至平成23年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	システムソリューション事業	サービス事業	エンタテインメント事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	178,291	37,524	677,715	893,531	-	893,531
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	3,000	-	3,000	3,000	-
計	178,291	40,524	677,715	896,531	3,000	893,531
セグメント利益又はセグメント損失()	87,805	5,250	2,608	95,663	449,577	353,913
セグメント資産	24,515	18,797	596,255	639,567	199,581	839,148
その他の項目						
減価償却費	3,813	4,710	6,638	15,162	2,495	17,658
のれんの償却額	-	-	13,417	13,417	-	13,417
減損損失	2,466	784	-	3,250	812	4,063
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	233	12,575	9,147	21,956	20,356	42,313

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 449,577千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 449,577千円であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額199,581千円は、当社の投資及び運用資金並びに管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額2,495千円は、当社の投資及び運用資金並びに管理部門に係る資産等であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20,356千円は、当社の設備投資額であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社デイコレクション	203,718	エンタテインメント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

(単位：千円)

	システムソリューション事業	サービス事業	エンタテインメント事業	合計	全社・消去	合計
当期末残高	-	-	172,523	172,523	-	172,523

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	堀口利美	-	-	当社代表取締役社長	被所有 直接8.34	資金の借入	資金の借入	25,000	短期借入金	25,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)イベリカホールディングス(注)1	福岡市博多区	330,425	医薬品等の開発及び開発受託	-	資金の援助	資金の貸付	24,600	-	-
							債権の譲受	12,712(注)2	未収入金	12,712(注)2
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)ブレーション(注)3	名古屋市熱田区	5,000	広告の企画・制作・実施等	-	資金の借入	資金の借入	38,000	短期借入金	62,000
							利息の支払	1,839	その他流動負債	371

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成23年11月29日付にて当社社外取締役を辞任した阿部純丈氏が代表取締役社長を務める会社であります。
2. 貸付金の回収の為に譲り受けたものであります。なお、残高には全額の貸倒引当金を計上しております。
3. 個人主要株主である佐藤辰夫氏及びその近親者が議決権の88.0%を所有する会社であり、平成23年6月に佐藤辰夫氏を割当先とする第三者割当増資が実施されたことにより新たに関連当事者となっております。上記の取引金額は、有限会社ブレーションが関連当事者に該当する期間の取引について記載しております。
4. 資金の貸付および借入の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、担保の提供はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	堀口利美	-	-	当社代表取締役社長	被所有 直接8.34	資金の借入	資金の借入	10,000	短期借入金	10,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社連結子会社の株式会社コネクトテクノロジーが借入を行ったものであります。借入利率につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、担保の提供はありません。

連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	西谷岳	-	-	株式会社ガット代表取締役社長	-	-	金融機関からの借入に対する債務被保証(注)	171,254	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社連結子会社の株式会社ガットは、金融機関からの借入171,254千円(期末借入額)に対して、同社代表取締役社長西谷岳の債務保証を受けております。

なお、当該債務保証につきまして、保証料の支払いは行っておりません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 : 株式会社コネクトテクノロジーズ
 事業の内容 : 携帯電話向けシステム開発事業

(2) 企業結合日 平成23年3月1日

(3) 企業結合の法的形式 単独株式移転による持株会社設立

(4) 企業結合後企業の名称 株式会社コネクトホールディングス

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループが総合ITソリューションカンパニーとして更なる発展を目指すには、環境の変化に素早く対応して意思決定できる組織の構築が不可欠であるとの観点から、持株会社体制へ移行することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(取得による企業結合)

イ. S B Y事業の譲受け

1. 企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 株式会社オゾンネットワーク
 事業の内容 S B Y事業

(2) 企業結合を行った主な理由

エンタテインメント事業の中核を担う事業として、当社グループの収益構造の強化に一定の向上効果をもたらすものと判断し実施いたしました。

(3) 企業結合日 平成23年3月31日

(4) 企業結合の法的形式 事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社S B Yによる、現金等を対価とする事業取得であるため。

2. 連結損益計算書に含まれている被取得事業の業績の期間

期間 平成23年4月1日から平成23年8月31日の5ヶ月間

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	250,000千円
取得に直接要した費用	- 千円
取得原価	250,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 123,052千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される、将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 5年間で均等償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	60,799千円
固定資産	66,147千円
資産合計	126,947千円

流動負債 - 千円

固定負債 - 千円

負債合計 - 千円

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該企業結合が被取得企業の一部であり、概算額の算定が困難であるため、試算していません。

ロ. 株式会社ガットの株式取得

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ガット

事業の内容 インターネット及びカタログによる飲食接客業従事者向けに特化した衣料(制服)の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

エンタテインメント事業の中核を担う事業として、当社グループの収益構造の強化に一定の向上効果をもたらすものと判断し実施いたしました。

(3) 企業結合日 平成23年6月1日

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 75%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による、現金等を対価とする株式取得であるため。

2. 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

期間 平成23年6月1日から平成23年8月31日の3ヶ月間

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	30,000千円
取得に直接要した費用	- 千円
取得原価	30,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 62,337千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される、将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 5年間で均等償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	193,922千円
固定資産	24,312千円
資産合計	218,234千円
流動負債	143,945千円
固定負債	136,627千円
負債合計	280,572千円

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

概算額の算定が困難であるため、試算しておりません。

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり純資産額	5.13円
1株当たり当期純損失金額	15.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり当期純損失金額	
当期純損失(千円)	438,398
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失(千円)	438,398
期中平均株式数(株)	27,976,481
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1 新株予約権の数 134個 潜在株式の数 当社普通株式 120,600株</p> <p>新株予約権 平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2 新株予約権の数 30個 潜在株式の数 当社普通株式 3,000株</p>

- (注) 1. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクテクノロジーズ第2回新株予約権の決議年月日であります。
2. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度
(自 平成22年9月1日
至 平成23年8月31日)

(子会社設立の件)

当社は、平成23年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年9月13日付で、当社グループにおけるエンタテインメント事業の新たな領域として、フードビジネス部門を、他プライベートブランド保有の事業者をターゲットにしたOEMによるスイーツ製造卸やコンサルティングを主眼に置いた事業として展開するために株式会社DLCを設立いたしました。

当該事業は、当社子会社である株式会社SBYとのシナジーもあり、またフードビジネスは幅広い層に受け入れられ、今後も商圈拡大が見込まれる市場であると判断したことから、事業子会社として独立採算制を図ることがグループの収益貢献に寄与するものと判断し、新会社の設立を決定いたしました。

設立した子会社の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | 株式会社DLC |
| (2) 所在地 | 東京都港区六本木六丁目1番24号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 中島 博 |
| (4) 設立年月日 | 平成23年9月13日 |
| (5) 事業内容 | OEMによるスイーツ製造卸及びEコマース等による通信販売、フードビジネスコンサルティング及びイベント企画 |
| (6) 資本金 | 5,000千円 |
| (7) 発行済株式総数 | 100株 |
| (8) 大株主及び持株比率 | 株式会社コネクトホールディングス100%出資 |
| (9) 決算期 | 8月31日 |
| (10) 従業員数 | 3名 |

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間
(自平成23年12月1日
至平成24年2月29日)

当社グループは、前連結会計年度において353,913千円、当第2四半期連結累計期間において99,226千円の営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも76,042千円のマイナスとなっており、この補てんのために当社取締役等から借り入れを行い充当しておりますが、いずれも当初借入期限が到来しており、返済を猶予いただいております。これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

当期におきましては、事業セグメントをシステムソリューション事業、環境エネルギー事業、物販事業、エンタテインメント事業の4つの基幹事業に再構築しております。

システムソリューション事業は、顧客企業向けに、主に携帯電話を利用したシステム開発、サーバ構築、携帯電話向けソフトウェアの検証請負等ソリューションを提供、また、エンドユーザーに向けての直接通信サービスの提供、自社コンテンツによる課金サービス等を展開する事業で、株式会社コネクトテクノロジー創業からの既存事業として、同社において展開しております。

環境エネルギー事業は、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理(見える化)サービスを行う事業で、新たな事業基盤としての安定した収益基盤とさせるべく、株式会社コネクトテクノロジーにおいて展開しているものの、事業推進の側面であったリース・レンタル・ファンド資金の導入における金融機関等との協議が大幅に遅れているため、事業計画の見直しが必要となっております。

エンタテインメント事業は、当社グループの黒字化施策を確実なものとするために、収益計画が未達であった株式会社DLCは、平成23年12月26日付けで当社代表取締役である堀口利美に、株式会社ゲットバック・エンタテインメントは、平成24年3月6日付けで同社代表取締役である赤尾泰明にそれぞれ保有株式の全部を譲渡いたしました。

物販事業は、Eコマースの展開を機軸に既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販及び企画プロデュースを、株式会社ガット及び株式会社SBYにおいて展開しております。

当事業につきましては、当社グループにおける収益の要となっておりますが、一層の高収益体制の構築に取り組むために、平成24年3月1日付けで株式会社ガットを存続会社として株式会社SBYに商号変更し、株式会社SBYを吸収することによる組織再編を行いました。

これら施策の結果、当社グループは第3四半期以降において黒字化の見通しがつきつつありますが、更なる収益の拡大を図るためには、これまで抑制していた株式会社SBYにおける販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資が必要であると考えております。

また、当社取締役等からの借入金につきましても、いずれも当初借入期限が到来しており、返済を猶予いただいている状況のため、この返済資金確保のための資金調達も必要であると考えております。

これらを踏まえ、当社グループのシナジー強化における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、全社をあげての黒字体質への転換を図ってまいります。

しかし、これらの対応策のうち、今後における戦略的かつ機動的な事業展開における売上高の確保及び資金調達は外部環境要因に依存する部分も大きく、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益又は当期純損失()に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益又は四半期純損失()に見積実効税率を乗じております。但し、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至 平成24年2月29日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	
(法人税率の変更等による影響)	
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。この税率変更による未払法人税等及び法人税等の金額に与える影響は軽微であります。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
受取手形割引高 1,028千円	受取手形割引高 15,058千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至 平成24年2月29日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	131,020千円
貸倒引当金繰入額	34千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至 平成24年2月29日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	25,093千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	4,220千円
現金及び現金同等物	20,873千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日 至 平成24年2月29日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成24年2月29日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1,2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	システムソ リューション 事業	環境エネル ギー事業	物販事業	エンタテイ ンメント事 業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	62,566	-	797,660	23,621	883,849	2,085	885,934
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,885	-	-	-	8,885	8,885	-
計	71,452	-	797,660	23,621	892,734	6,800	885,934
セグメント利益又はセ グメント損失()	60,556	7,048	99,187	10,213	21,368	120,594	99,226

(注)1. 外部顧客への売上高の調整額2,085千円は、非連結子会社からの経営指導料等であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額120,594千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用111,709千円及びセグメント間取引消去8,885千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間から、前連結会計年度における単独株式移転による持株会社体制移行後の事業再編を踏まえ、経営管理の実態を適正に継続表示するため、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。

その結果、当連結会計年度より、「システムソリューション事業」、「環境エネルギー事業」、「物販事業」、「エンタテインメント事業」の4つを報告セグメントといたしました。

各報告セグメントの事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容	会社名
システムソリューション事業	主に、携帯電話を利用したサービスを実現するためのシステム開発、サーバ構築、運用等のソリューションを展開しております。	株式会社コネクテクノロ ジーズ
環境エネルギー事業	主に、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理(見える化)を展開しております。	株式会社コネクテクノロ ジーズ
物販事業	主に、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャスティング業務を展開しております。	株式会社S B Y 株式会社ガット
エンタテインメント事業	主に、映像・音楽などのコンテンツの制作ならびにプロダクション業務を展開しております。	株式会社ゲットバック・エン タテインメント

なお、当社は平成23年3月1日設立のため、前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について、変更後の区分表示により作成した報告セグメントごとの売上高及びセグメント利益の金額に関する情報は記載しておりませ

ん。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「システムソリューション事業」セグメントにおいて、収支計画の見直しを行った結果、減損損失を認識いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において4,926千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「物販事業」セグメントにおいて、子会社への出資による追加取得を行いました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間においては10,000千円であります。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)

(共通支配下の取引等)

株式会社ガットの株式追加取得

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称及び当該事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 株式会社ガット

事業の内容 インターネット及びカタログによる飲食接客業従事者向けに特化した衣料(制服)の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ガットは既に当社の子会社であります。株式の追加取得により同社を完全子会社とすることにより、業容及び収益力の拡大を図ることを目的としております。

(3) 企業結合日 平成24年1月10日

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

2. 追加取得した子会社株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	10,000千円
取得に直接要した費用	- 千円
取得原価	10,000千円

3. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額 10,000千円

(2) 発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価、当該追加取得に伴う少数株主持分の金額との差額によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 5年間で均等償却しております。

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成24年2月29日)
1株当たり四半期純損失金額	1.93円
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	90,967
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	90,967
普通株式の期中平均株式数(株)	47,204,224

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成23年12月1日
至平成24年2月29日)

1. 子会社(株式会社ゲットバック・エンタテインメント)の異動を伴う株式譲渡に関する件

当社は、平成24年3月6日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社ゲットバック・エンタテインメントの株式を譲渡することを決議し、同日株式譲渡を行いました。

(1)異動する連結子会社の概要

名称	株式会社ゲットバック・エンタテインメント
所在地	東京都港区六本木六丁目1番24号
代表者の役職・氏名	代表取締役 赤尾泰明
設立年月日	平成23年3月15日
事業内容	映像・音楽などの番組コンテンツの配信、アプリケーションの提供、及びイベント企画、キャストリング、プロダクション業務
資本金	5,000千円
発行済株式総数	100株
大株主及び持株比率	株式会社コネクトホールディングス100株(100%)
決算期	8月31日
従業員数	2名

(2)株式譲渡の相手先

氏名	赤尾泰明(同社代表取締役兼当社取締役)
住所	東京都府中市

(3)譲渡株式数、譲渡価格の状況

異動前の所有株式数	100株(所有割合100%)
異動株式数	100株(譲渡価額1円)
異動後の所有株式数	0株(所有割合0%)

(4)日程

取締役会決議	平成24年3月6日
株式譲渡契約締結	平成24年3月6日
株式譲渡日	平成24年3月6日

2. 完全子会社間(株式会社ガット及び株式会社S B Y)の合併及び存続会社の商号変更に関する件

当社は、平成23年12月26日開催の取締役会において決議され予定していた当社子会社である株式会社ガットと株式会社S B Yの合併及び商号変更につき、平成24年3月1日付で実施いたしました。

(1)合併の目的

当社は、グループ全体の通期黒字化を必達するための収益向上策として、長年の営業によって培ってきた業績があり、地場の金融機関との取引も長年にわたることから信用力はあるが現状債務超過である株式会社ガットと、若者向け大手商業施設に出店するなどし、女性若年層に圧倒的な知名度、ブランド力があるものの業歴が浅い株式会社S B Yを統合することといたしました。

(2)合併の要旨

株式会社ガットを吸収合併存続会社とし、株式会社S B Yを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式をとり、株式会社S B Yは解散いたしました。

当第2四半期連結会計期間
(自平成23年12月1日
至平成24年2月29日)

合併当事会社の概要

吸収合併存続会社

商号 株式会社ガット
事業内容 服飾品製造販売
設立年月日 平成10年5月15日
本店所在地 岐阜県岐阜市光明町2丁目5番地
代表者 代表取締役 西谷岳
資本金 25,000千円

吸収合併消滅会社

商号 株式会社S B Y
事業内容 雑貨小売・企画制作
設立年月日 平成23年2月25日
本店所在地 東京都港区六本木六丁目1番24号
代表者 代表取締役 関本敏之
資本金 50,500千円

(3)合併後の状況

合併に際し、若者向け大手商業施設に出店するなどし、女性若年層に圧倒的な知名度、ブランド力がある株式会社S B Yに商号を変更することにより、知名度の向上が図られると考えたため、以下のようにしております。

商号 株式会社S B Y(株式会社ガットから商号変更)
代表者 代表取締役CEO 西谷岳
事業内容 雑貨小売・服飾製造・企画制作
本店所在地 東京都港区六本木六丁目1番24号
資本金 25,000千円
決算期 8月31日
株主 株式会社コネクトホールディングス100%

存続会社の株主総会決議による定款変更をもって、商号変更並びに本店所在地の変更を行いました。

(4)実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	172,612	3.61	-
1年以内に返済予定の長期借入金	34,527	2.00	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,431	4.52	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	96,278	1.59	平成24年～29年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,274	4.52	平成24年～27年
その他有利子負債	-	-	-
合計	314,123	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	28,205	22,008	22,008	18,475
リース債務	2,543	2,660	3,070	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成22年9月1日 至平成22年11月30日	自平成22年12月1日 至平成23年2月28日	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成23年6月1日 至平成23年8月31日
売上高 (千円)	65,109	74,846	301,566	452,008
税金等調整前四半期純損失金額() (千円)	121,360	90,570	53,403	170,390
四半期純損失金額() (千円)	122,341	91,489	54,462	170,104
1株当たり四半期純損失金額() (円)	1,179.32	793.57	3.90	4.05

(注) 第1四半期及び第2四半期の数値は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社コネクトテクノロジーズの四半期財務諸表の数値であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

		当事業年度 (平成23年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		9,227
短期貸付金	1	252,000
未収入金	1	105,612
その他		2,438
貸倒引当金		14,719
流動資産合計		354,558
固定資産		
有形固定資産		
建物		18,410
減価償却累計額		1,383
建物(純額)		17,026
工具、器具及び備品		1,946
減価償却累計額		240
工具、器具及び備品(純額)		1,705
有形固定資産合計		18,732
投資その他の資産		
関係会社株式		181,998
投資その他の資産合計		181,998
固定資産合計		200,731
資産合計		555,290
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1	103,000
役員からの短期借入金		25,000
未払金		19,203
未払法人税等		301
その他		1,572
流動負債合計		149,077
負債合計		149,077

(単位：千円)

		当事業年度 (平成23年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金		230,000
資本剰余金		
資本準備金		220,000
その他資本剰余金		15,998
資本剰余金合計		235,998
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		59,785
利益剰余金合計		59,785
株主資本合計		406,213
純資産合計		406,213
負債純資産合計		555,290

【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月31日)	
営業収益		
経営指導料	1	16,919
業務受託料	1	70,420
その他		1,136
営業収益合計		88,476
営業費用		
役員報酬		15,400
給料		25,985
支払手数料		43,251
貸倒引当金繰入額		557
その他		25,802
営業費用合計		110,995
営業損失()		22,519
営業外収益		
受取利息	1	2,766
その他		22
営業外収益合計		2,788
営業外費用		
支払利息		3,201
貸倒引当金繰入額		14,162
支払手数料		20,240
その他		2,329
営業外費用合計		39,933
経常損失()		59,664
税引前当期純損失()		59,664
法人税、住民税及び事業税		120
法人税等合計		120
当期純損失()		59,785

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月 31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	220,000
株式移転による増加	10,000
当期変動額合計	230,000
当期末残高	230,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	220,000
当期変動額合計	220,000
当期末残高	220,000
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
株式移転による増加	15,998
当期変動額合計	15,998
当期末残高	15,998
資本剰余金合計	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	220,000
株式移転による増加	15,998
当期変動額合計	235,998
当期末残高	235,998
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
当期純損失()	59,785
当期変動額合計	59,785
当期末残高	59,785
株主資本合計	
前期末残高	-

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月 31日)
当期変動額	
当期純損失()	59,785
新株の発行	440,000
株式移転による増加	25,998
当期変動額合計	406,213
当期末残高	406,213
純資産合計	
前期末残高	-
当期変動額	
当期純損失()	59,785
新株の発行	440,000
株式移転による増加	25,998
当期変動額合計	406,213
当期末残高	406,213

【継続企業の前提に関する事項】

当事業年度
(自 平成23年3月1日
至 平成23年8月31日)

当社は、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーズの株式移転により持株会社体制への移行を行っておりますが、株式会社コネクトテクノロジーズにおける前事業年度において415,411千円、当第3四半期累計期間において209,716千円の大幅な営業損失を計上し、当社の当事業年度においても22,519千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループの各事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、総合ITソリューションカンパニーとしての当社グループ戦略の再構築を進めております。

平成23年3月1日付けで持株会社体制への移行を行ったことにより、従来株式会社コネクトテクノロジーズが手掛けてきた4つの基幹事業（システムソリューション事業・サービス事業・コンサルティング事業・プロダクツ事業）を2つの基幹事業（システムソリューション事業・サービス事業）として、更なる集中を図ると同時に、改めて事業軸を明確にしております。

システムソリューション事業は、主に携帯端末を利用したシステム開発、サーバ構築などのソリューションを提供する事業で、株式会社コネクトテクノロジーズ創業からの既存事業でもあります。

また、同社が最も得意とする事業でもあるため、その蓄積されたノウハウも多いことから引き続き、競合他社との優位性が保てると判断しました。

サービス事業は、携帯端末に特化した付加価値サービスを提供する事業で、携帯端末をはじめとする成長分野をその対象としていることに加えサービスを提供する範囲が限定されないため、将来性、成長性という観点から収益性が高く見込めるものと判断しております。

これらに加え、既存事業とのシナジー効果を見込んで、現行の経営陣の得意分野であるエンタテインメント事業を3つ目の新たな事業軸とすることで、総合ITソリューションカンパニーにおけるグループ力の付加価値、独自性を高められると判断しました。新たな事業軸であるエンタテインメント事業は、既存事業とのシナジー効果を見込んだ、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャストイング・プロダクション業務、及び映像・音楽などのコンテンツの制作など、いわゆるエンタテインメントソリューションを主眼に置いた事業であり、平成23年3月15日付での株式会社ゲットバック・エンタテインメントの設立、平成23年3月31日付での株式会社S B Yの子会社化、平成23年6月1日付での株式会社ガットの子会社化、また平成23年9月13日付での株式会社D L Cの設立により、収益拡大を図るための対策を講じております。

また、平成23年5月30日開催の取締役会、及び平成23年6月15日開催の臨時株主総会において、佐藤辰夫氏を割当先とする第三者割当により発行される新株式の募集についての議案が承認され、平成23年6月16日に320,000千円の払込みがなされたことにより、キャッシュ・フローの改善を図っております。これらを踏まえ、当社グループのシナジー強化における更なる戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進することを目的に、総合ITソリューションカンパニーとして、様々なITソリューションを提供できる企業を目指していく方針であり、全社をあげての黒字体質への転換を目指してまいります。

しかし、これらの対応策のうち、今後における戦略的かつ機動的な事業展開における売上高の確保は外部環境要因に依存する部分も大きく、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

【重要な会計方針】

項目	当事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年8月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数 建物 3～15年 工具、器具及び備品 4～15年
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成23年8月31日)	
1 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、以下のとおりであります。	
短期貸付金	241,000千円
未収入金	92,899千円
短期借入金	30,000千円

(損益計算書関係)

当事業年度 (自平成22年9月1日 至平成23年8月31日)	
1. 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。	
経営指導料	16,919千円
業務受託料	70,420千円
受取利息	2,478千円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び総数に関する事項

当事業年度(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当事業年度(平成23年8月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額181,998千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

当事業年度 (平成23年8月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位:千円)	
繰延税金資産(流動)	
貸倒引当金	5,989
未払事業税	73
小計	6,062
評価性引当額	6,062
繰延税金資産(流動)合計	-
繰延税金資産(固定)	
税務上の繰越欠損金	17,985
小計	17,985
評価性引当額	17,985
繰延税金資産(固定)合計	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
税引前当期純損失のため、記載しておりません。	

(企業結合関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり純資産額	8.61円
1株当たり当期純損失金額	2.14円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり当期純損失金額	
当期純損失(千円)	59,785
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	59,785
期中平均株式数(株)	27,976,481
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1 新株予約権の数 134個 潜在株式の数 当社普通株式 120,600株</p> <p>新株予約権 平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2 新株予約権の数 30個 潜在株式の数 当社普通株式 3,000株</p>

- (注) 1. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクテクノロジーズ第2回新株予約権の決議年月日であります。
2. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクテクノロジーズにおけるストックオプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクテクノロジーズ第3回新株予約権の決議年月日であります。

(重要な後発事象)

当事業年度
(自 平成23年3月1日
至 平成23年8月31日)

(子会社設立の件)

当社は、平成23年9月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年9月13日付で、当社グループにおけるエンタテインメント事業の新たな領域として、フードビジネス部門を、他プライベートブランド保有の事業者をターゲットにしたOEMによるスイーツ製造卸やコンサルティングを主眼に置いた事業として展開するために株式会社DLCを設立いたしました。

当該事業は、当社子会社である株式会社SBYとのシナジーもあり、またフードビジネスは幅広い層に受け入れられ、今後も商圈拡大が見込まれる市場であると判断したことから、事業子会社として独立採算制を図ることがグループの収益貢献に寄与するものと判断し、新会社の設立を決定いたしました。

設立した子会社の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | 株式会社DLC |
| (2) 所在地 | 東京都港区六本木六丁目1番24号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 中島 博 |
| (4) 設立年月日 | 平成23年9月13日 |
| (5) 事業内容 | OEMによるスイーツ製造卸及びEコマース等による通信販売、フードビジネスコンサルティング及びイベント企画 |
| (6) 資本金 | 5,000千円 |
| (7) 発行済株式総数 | 100株 |
| (8) 大株主及び持株比率 | 株式会社コネクホールディングス100%出資 |
| (9) 決算期 | 8月31日 |
| (10) 従業員数 | 3名 |

(当社子会社である株式会社SBYの新株引受の件)

当社は、当社子会社である株式会社SBYに有する債権を現物出資の方法(デッド・エクイティ・スワップ)で払い込むことにより、同社の第三者割当による増資を引き受けております。

第三者割当による新株式の発行要領

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 募集株式の数 | 普通株式 1,980株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき金50千円 |
| (3) 発行価額の総額 | 金99,000千円 |
| (4) 現物出資(デッド・エクイティ・スワップ)の払込の方法による。 | |
| (5) 増加する資本金の額 | 金49,500千円 |
| (6) 増加する資本準備金の額 | 金49,500千円 |
| (7) 割当方法 | 第三者割当の方法により、株式会社コネクホールディングスに全発行株式(普通株式1,980株)を割り当てる。 |
| (8) 申込期日 | 平成23年10月31日 |
| (9) 払込期日 | 平成23年10月31日 |
| (10) 現物出資財産の内容 | |

当社が株式会社SBYに対して有する金銭債権金135,000千円のうち、99,000千円(平成23年4月28日付金銭消費貸借契約書及び平成23年8月31日付変更契約書に基づく借入金)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	-	18,410	-	18,410	1,383	1,383	17,026
工具、器具及び備品	-	1,946	-	1,946	240	240	1,705
有形固定資産計	-	20,356	-	20,356	1,624	1,624	18,732

(注) 1. 当社は平成23年3月1日に単独株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズの完全親会社として設立されました。従いまして、前期末残高はございません。

2. 当期増加の主なものは以下のとおりであります。

建物 スチールパーテーション 8,399千円
 電話設備及び空調設備工事 3,360千円
 入退室管理システム 2,047千円
 工具、器具及び備品 シュレッダー 447千円
 応接ソファークセット 440千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	14,719	-	-	14,719

(注) 当社は平成23年3月1日に単独株式移転により株式会社コネクトテクノロジーズの完全親会社として設立されました。従いまして、前期末残高はございません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	9,227
合計	9,227

ロ.短期貸付金

相手先	金額(千円)
株式会社S B Y	135,000
株式会社コネクテクノロジーズ	106,000
株式会社プレスト	10,000
その他	1,000
合計	252,000

ハ.未収入金

相手先	金額(千円)
株式会社S B Y	66,967
株式会社イベリカホールディングス	12,712
株式会社コネクテクノロジーズ	12,566
株式会社ガット	9,606
株式会社ゲットバック・エンタテインメント	3,759
合計	105,612

固定資産

イ. 関係会社株式

相手先	金額(千円)
株式会社コネクテクノロジーズ	145,998
株式会社ガット	30,000
株式会社ゲットバック・エンタテインメント	5,000
株式会社S B Y	1,000
合計	181,998

流動負債

イ. 短期借入金

相手先	金額(千円)
有限会社ブレーン	62,000
株式会社ガット	30,000
株式会社エイドステーション	7,000
株式会社オゾンネットワーク	4,000
合計	103,000

(3)【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

株式移転により当社の完全子会社となった株式会社コネクトテクノロジーズの前連結会計年度に係る連結財務諸表は、以下のとおりであります。

(株式会社コネクトテクノロジーズ)

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

平成22年7月22日付で連結子会社であった株式会社マイティークラフトの全株式を譲渡したため、当連結会計年度末では子会社を有していません。このため、当連結会計年度末の連結貸借対照表は作成していません。

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)
売上高	638,090
売上原価	420,515
売上総利益	217,575
販売費及び一般管理費	^{1, 2} 644,037
営業損失()	426,461
営業外収益	
受取利息	2,903
出向負担金収入	2,223
物品売却益	2,057
その他	1,894
営業外収益合計	9,078
営業外費用	
支払利息	3,933
株式交付費	1,141
貸倒引当金繰入額	17,359
支払手数料	38,411
その他	195
営業外費用合計	61,042
経常損失()	478,425
特別利益	
固定資産売却益	³ 27,931
投資有価証券売却益	13,996
関係会社株式売却益	2,071
貸倒引当金戻入額	45,446
特別利益合計	89,445
特別損失	
固定資産売却損	⁴ 258
固定資産除却損	⁵ 73
減損損失	⁶ 15,038
投資有価証券評価損	28,436
事務所閉鎖損失	6,272
貸倒引当金繰入額	26,423
その他	8,205
特別損失合計	84,708
税金等調整前当期純損失()	473,688
法人税、住民税及び事業税	7,215
法人税等調整額	1,010
法人税等合計	6,205
当期純損失()	479,893

連結株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	3,356,655
当期変動額	
新株の発行	130,047
当期変動額合計	130,047
当期末残高	3,486,703
資本剰余金	
前期末残高	3,625,314
当期変動額	
新株の発行	130,047
当期変動額合計	130,047
当期末残高	3,755,362
利益剰余金	
前期末残高	6,588,125
当期変動額	
当期純損失()	479,893
当期変動額合計	479,893
当期末残高	7,068,019
自己株式	
前期末残高	14,554
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	14,554
株主資本合計	
前期末残高	379,289
当期変動額	
当期純損失()	479,893
新株の発行	260,095
当期変動額合計	219,797
当期末残高	159,492

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	106,992
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	106,845
当期変動額合計	106,845
当期末残高	146
評価・換算差額等合計	
前期末残高	106,992
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	106,845
当期変動額合計	106,845
当期末残高	146
純資産合計	
前期末残高	486,282
当期変動額	
当期純損失()	479,893
新株の発行	260,095
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	106,845
当期変動額合計	326,643
当期末残高	159,638

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	473,688
減価償却費	17,575
減損損失	15,038
のれん償却額	3,247
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,636
賞与引当金の増減額(は減少)	9,992
受取利息及び受取配当金	2,903
支払利息	3,933
株式交付費	1,141
固定資産売却損益(は益)	27,673
固定資産除却損	73
投資有価証券評価損益(は益)	28,436
投資有価証券売却損益(は益)	13,996
関係会社株式売却損益(は益)	2,071
支払手数料	38,411
事務所閉鎖損失	6,272
その他の特別損益(は益)	8,205
売上債権の増減額(は増加)	54,566
たな卸資産の増減額(は増加)	16,531
仕入債務の増減額(は減少)	6,285
その他	14,299
小計	289,682
利息及び配当金の受取額	343
利息の支払額	2,049
法人税等の支払額	13,443
法人税等の還付額	167
その他	7,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	312,071

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の売却による収入	18,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	² 5,102
有形固定資産の売却による収入	39
有形固定資産の取得による支出	12,456
無形固定資産の売却による収入	28,571
無形固定資産の取得による支出	4,700
敷金及び保証金の回収による収入	47,379
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,730
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(は減少)	5,000
長期借入金の返済による支出	49,931
株式の発行による収入	234,174
新株予約権付社債の発行による支出	11,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	177,563
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	62,776
現金及び現金同等物の期首残高	70,403
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 7,626

継続企業の前提に関する事項

前連結会計年度
(自 平成21年9月1日
至 平成22年8月31日)

当社グループは、前連結会計年度において738,488千円、当連結会計年度において426,461千円の大幅な営業損失を計上し、また当連結会計年度の営業キャッシュ・フローも312,071千円のマイナスとなっており、当連結会計年度末において各種債務の支払い遅延が発生するなど資金繰りが逼迫していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するため、当社グループ各社の事業について現状及び今後の可能性を吟味し、キャッシュ・フローの改善を最優先課題として、黒字体質に向けた収益構造の大規模な転換に取り組むために、徹底したコスト削減により、企業収益が確保できる効率的な体制の構築と改善の実施が必要不可欠であると判断し、当社グループ戦略の再構築を進めてまいりました。

具体的には、経営合理化の実施による札幌支社の閉鎖により月額約1,000千円の地代家賃等の削減を、経営合理化の実施による人件費の圧縮により月額約17,000千円の削減を、経営合理化の実施による外注及び顧問等の削減並びにその他経費の圧縮により月額約4,000千円の削減を行う等、収益確保に向けた徹底したコスト削減を行っております。

また、平成21年12月25日には、第三者割当によりカムレード匿名組合に対して240,000千円の新株式発行を行うとともに、重要な後発事象に記載のとおり、平成22年9月24日には、Brilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)及びBrilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)を割当先とする第2回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、総額200,000千円の払込みがなされたことにより、キャッシュ・フローの改善を図っております。

併せて、組織構造の転換にも積極的に取り組んでおり、業務執行に対する責任と権限を持つ執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定及び執行監督機能と、業務執行責任を明確にすることにより、事業構造の再構築を図っており、併せて営業力の強化による安定的な売上高を確保するとともに、新たに就任した代表取締役のもと、従来の受託開発事業から総合ITソリューション事業への戦略的な事業展開を図ることによって、全社をあげての黒字体質への転換を目指してまいります。

しかし、これらの対応策のうち、安定的な売上高の確保は外部環境要因に依存する部分も大きいため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成21年9月1日 至 平成22年8月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 社</p> <p>当社の連結子会社であった㈱マイティークラフトは、平成22年7月22日に全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。これにより、当連結会計年度末における連結子会社が存在せず、当連結会計年度は、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書のみを作成しております。</p> <p>なお、平成22年5月31日を株式のみなし売却日として処理しておりますので、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる㈱マイティークラフトの会計期間は平成21年9月1日から平成22年5月31日までであります。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等</p>
2. 持分法の適用に関する事項	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ロ たな卸資産 商品、製品及び原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。</p> <p>仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 8月31日)
<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(5) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>(6) その他の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>イ 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準</p> <p>当連結会計年度に着手した受注制作ソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>
<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度
(自 平成21年9月1日
至 平成22年8月31日)

(受注制作ソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準等の変更)

受注制作ソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した受注制作ソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当連結会計年度の売上高は44,776千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ13,547千円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

注記事項

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度
(自 平成21年9月1日
至 平成22年8月31日)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額

は次のとおりであります。

役員報酬	42,960千円
給与手当	269,422千円
法定福利費	33,440千円
地代家賃	23,265千円
支払手数料	90,061千円
研究開発費	40,237千円
貸倒引当金繰入額	8,159千円
賞与引当金繰入額	3,154千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費は、40,237千円であります。

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

ソフトウェア	27,931千円
--------	----------

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	258千円
-----------	-------

5. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	73千円
-----------	------

6. 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
事業用資産 (著作権等)	ゲームソフト 著作権等	東京都豊島区
事業用資産 (著作権等)	テレビ番組著 作権等	東京都新宿区
事業用資産 (プロダクツ事業)	工具、器具及び 備品	東京都新宿区

前連結会計年度
（自 平成21年9月1日
至 平成22年8月31日）

（減損損失の認識に至った経緯）

ゲームソフト著作権等については、他のソフトウェアへの転用及び売却を検討したものの、具体的目処が立たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に3,333千円計上しております。

また、テレビ番組著作権等については、当初投資額の回収が不可能となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として10,799千円を特別損失に計上しております。

また、プロダクツ事業の見直しを行ったことにより、当該事業に係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として905千円を特別損失に計上しております。

（減損損失の金額）

種類	金額
ソフトウェア仮勘定	999千円
ゲームソフト著作権	2,333千円
テレビ番組著作権	10,799千円
工具、器具及び備品	905千円

（グルーピングの方法）

当社は、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法等）

使用価値として備忘価額を付しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自平成21年9月1日 至平成22年8月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	61,519	40,721		102,240
合計	61,519	40,721		102,240
自己株式				
普通株式	372			372
合計	372			372

（注）発行済株式の増加は、第三者割当増資(37,771株)及び新株予約権の権利行使(2,950株)によるものであります。

2．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度
(自 平成21年9月1日
至 平成22年8月31日)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成22年8月31日現在)

現金及び預金勘定	7,626千円
現金及び現金同等物	<u>7,626千円</u>

- 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により株式会社マイティークラフトが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりであります。

(千円)

流動資産	103,388
固定資産	14,187
のれん	9,742
流動負債	59,918
固定負債	39,470
株式売却益	<u>2,071</u>
株式の売却価額	30,000
現金及び現金同等物	<u>35,102</u>
差引:売却による支出	<u>5,102</u>

- 3 重要な非資金取引の内容

投資有価証券102,150千円及びその他の流動資産45,777千円を長期未収入金に、その他の流動資産(短期貸付金)30,000千円を投資その他の資産(長期貸付金)にそれぞれ振替えております。

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年9月1日 至平成22年8月31日)
--

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース物件がないため、記載を省略しております。
--

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年8月31日)

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、財務諸表の注記事項として記載して
おり
ます。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年9月1日 至平成22年8月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成21年9月1日 至平成22年8月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年9月1日至平成22年8月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成15年2月21日 臨時株主総会決議	平成15年7月24日 臨時株主総会決議	平成16年11月25日 定時株主総会決議
付与対象者の区分及び数	当社取締役1名、当社従業員8名及び社外の協力者2名	当社取締役4名、監査役1名、従業員15名及び社外の協力者6名	当社監査役2名、従業員17名
ストック・オプション数	普通株式 88株	普通株式 281株	普通株式 470株
付与日	平成15年2月21日	平成15年8月20日	平成17年6月8日
権利確定条件	該当事項はありません	同左	同左
対象勤務期間	該当事項はありません	同左	同左
権利行使期間	平成17年3月1日から平成22年2月28日まで	平成15年8月26日から平成25年7月23日まで	平成17年9月1日から平成26年11月25日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成15年2月21日 臨時株主総会決議	平成15年7月24日 臨時株主総会決議	平成16年11月25日 定時株主総会決議
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	243	1,206	300
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	243	-	170
未行使残	-	1,206	130

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	平成15年2月21日 臨時株主総会決議	平成15年7月24日 臨時株主総会決議	平成16年11月25日 定時株主総会決議
権利行使価格（円）	16,112	26,667	564,624
行使時平均株価 （円）	-	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （平成22年8月31日）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、記載していません。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	税金等調整前当期純損失のため、記載していません。

(セグメント情報等)

事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成21年9月1日 至平成22年8月31日)

	システムソリューション事業 (千円)	プロダクツ事業 (千円)	コンサルティング事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
・売上高及び営業利益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	515,019	66,873	14,570	41,628	638,090	-	638,090
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	515,019	66,873	14,570	41,628	638,090	-	638,090
営業費用	404,979	68,034	10,879	34,476	518,370	546,182	1,064,552
営業利益又は営業損失()	110,039	1,160	3,690	7,151	119,720	546,182	426,461
・資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出							
資産	56,612	10,778	852	10,120	78,364	163,838	242,202
減価償却費	6,523	552	228	3,058	10,363	7,212	17,575
減損損失	8,866	905	403	1,187	11,362	3,676	15,038
資本的支出	993	-	-	-	993	-	993

(注) 1. 事業区分の方法

事業の区分は、内部管理上採用している区分に基づき、市場及び事業形態を考慮して決定しております。

2. 各区分に属する主な事業内容

事業区分	事業内容
システムソリューション事業	主に携帯電話を利用したサービスを実現するためのシステム開発、サーバ構築、運用等
プロダクツ事業	当社グループが蓄積してきたノウハウを、ツール(開発を容易にするユーティリティ・ソフト)やライブラリ(プログラムの集合体)、エンジン(特定の処理を行う際の中心機能)といったソフトウェア、プロダクツとして提供する事業及び、ハードウェアの設計、開発、販売等
コンサルティング事業	移動体通信キャリア、端末メーカー、携帯電話向けのサービス展開を検討している企業向けのコンサルティング及びシステム開発等
サービス事業	エンドユーザーに向けて直接通信サービスを提供、携帯電話向けソフトウェアの検証請負等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	当連結会計年度 (千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	546,182	当社の管理部門に係る費用であります。

4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産

	当連結会計年度 (千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額	163,838	当社の投資及び運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

5. 会計処理方法の変更

受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準等の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、受注制作ソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した受注制作ソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当連結会計年度のシステムソリューション事業の売上高は44,776千円増加し、営業損失は13,547千円減少しております。

6. 当連結会計年度は、連結貸借対照表を作成しておりませんので、「資産」については貸借対照表の数値を記載しております。

所在地別セグメント情報

前連結会計年度（自平成21年9月1日 至平成22年8月31日）

当連結会計年度において、本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

海外売上高

前連結会計年度（自平成21年9月1日 至平成22年8月31日）

当連結会計年度において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

関連当事者情報

前連結会計年度（自平成21年9月1日 至平成22年8月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	落合敏彦	-	-	当社取締役社長	-	-	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	14,555	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当社は、東京信用保証協会保証の銀行借入50,000千円（当初借入額）に対して、当社取締役社長落合敏彦の債務保証を受けております。

なお、当該債務保証につきまして、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成21年9月1日 至平成22年8月31日)	
1株当たり純資産額	-円
1株当たり当期純損失金額	5,374.19円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	
また、1株当たり純資産額については、連結貸借対照表を作成していないため記載しておりません。	

(注)1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成21年9月1日 至平成22年8月31日)	
1株当たり当期純損失金額	
当期純損失(千円)	479,893
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失(千円)	479,893
期中平均株式数(株)	89,296
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(目的となる株式の数1,336株)

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.connect-hd.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2．当社は、平成23年11月30日より株主名簿管理人を三菱UFJ信託銀行株式会社から変更いたしております。なお、特別口座に記載された単元未満株式の買取りは引き続き三菱UFJ信託銀行株式会社にて取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第1期）（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）平成23年11月29日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成23年11月29日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第1期第3四半期）（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）平成23年7月15日関東財務局長に提出。

（第2期第1四半期）（自平成23年9月1日至平成23年11月30日）平成24年1月13日関東財務局長に提出

（第2期第2四半期）（自平成23年12月1日至平成24年2月29日）平成24年4月13日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

平成23年6月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年6月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年6月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年12月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年4月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5)有価証券届出書及びその添付書類

平成23年5月30日関東財務局長に提出。

(6)有価証券報告書の訂正報告書

平成24年5月10日関東財務局長に提出

（第1期）（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(7)確認書

平成24年5月10日関東財務局長に提出

（第1期）（自平成23年3月1日至平成23年8月31日）の訂正有価証券報告書に係る確認書であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年11月28日

株式会社コネクトホールディングス

取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 隆之 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	重富 公博 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コネクトホールディングスの平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コネクトホールディングス及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーの株式移転により持株会社体制への移行を行っているが、株式会社コネクトテクノロジーにおける前事業年度において415,411千円、会社グループにおける当連結会計年度において353,913千円の大幅な営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも275,060千円のマイナスとなっている。これにより、会社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年9月12日開催の取締役会決議に基づき、子会社を設立した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コネクホールディングスの平成23年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社コネクホールディングスが平成23年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月13日

株式会社コネクトホールディングス
取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員 公認会計士 田中 隆之 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 重富 公博 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「經理の状況」に掲げられている株式会社コネクトホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年9月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コネクトホールディングス及び連結子会社の平成24年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において353,913千円、当第2四半期連結累計期間において99,226千円の営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローも76,042千円のマイナスとなっており、この補てんのために会社取締役等から借入れを行い充当しているが、いずれも当初借入期限が到来しており、返済を猶予されている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年3月6日開催の取締役会において子会社である、株式会社ゲットバック・エンタテインメントの全株式を譲渡することを決議し、同日株式譲渡を行った。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年11月28日

株式会社コネクトホールディングス

取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 隆之 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	重富 公博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コネクトホールディングスの平成23年3月1日から平成23年8月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コネクトホールディングスの平成23年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（追記情報）

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、平成23年3月1日に株式会社コネクトテクノロジーの株式移転により持株会社体制への移行を行っているが、株式会社コネクトテクノロジーにおける前事業年度において415,411千円、当第3四半期累計期間において209,716千円の大幅な営業損失を計上しており、また会社の当事業年度においても22,519千円の営業損失を計上している。これにより、会社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年9月12日開催の取締役会の決議に基づき、子会社を設立した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。